

## 町長あいさつ

近年、国においては少子高齢化が急速に進み、人口減少が深刻な問題となっています。そのような中、本町では早くから子育て支援に力を注ぎ、子どもを育てやすいまちづくりに積極的に取り組んできたことから、平成29年12月には人口が2万人を超え、今もまだ増え続け活気のある町となっています。一方、核家族化の進行や共働き世代の増加といった社会構造の変化により、子育て世代の施策ニーズは多様化しています。子育てを取り巻く環境も大きく変化し、乳幼児期からの切れ目のない支援が求められ、出産、保育、教育施策の総合的な実施が必要です。



この度、関係各位のご協力により、すべての子どもが健やかに成長できる社会の実現に向けて、「子どもの貧困対策計画」を含めた「第2期昭和町子ども・子育て支援事業計画」を策定いたしました。これからも、「子どもが、親が、地域が育つ、子育て支援のまち 昭和町」という基本理念により、それぞれの家庭や地域が一体となり幅広い支援を行うことのできる子育て環境の充実に取り組んでまいります。

本町は、昭和46年の町制施行以来、半世紀に及ぶ町民の皆様の努力により、県下に誇る住みよいまちとして成長を続けています。私は「豊かなまちの誇りを次の半世紀へ」をキーワードに、子どもから高齢者まで暮らしやすさナンバーワンを目指して、誠心誠意、町政運営に取り組んでまいります。私の座右の銘である「継続は力なり」のとおり、新年号「令和」の歩みとともに、10年後20年後の未来に向けて継続を力とし、「新化」する昭和町の姿を具現化したいと思っております。

結びに、本計画の策定にあたり、活発に意見を交わし審議していただいた「子ども・子育て会議」の委員の皆様をはじめ、本計画策定にあたりご協力いただいた皆様から心から御礼申し上げます。

令和2年3月

昭和町長 塩澤 浩



# 目次

<b>第1章 計画策定の背景と目的</b> .....	<b>1</b>
1 計画策定の背景 .....	1
2 計画の目的 .....	1
3 計画策定体制 .....	1
4 計画の位置づけ .....	2
5 計画の期間 .....	2
<b>第2章 本町の現状</b> .....	<b>3</b>
1 人口の推移 .....	3
2 子育て環境 .....	4
3 合計特殊出生率の推移 .....	6
4 乳幼児を取り巻く環境 .....	8
5 保育所などで実施している特別保育事業など .....	9
6 ファミリー・サポート・センター .....	9
7 小学生を取り巻く環境 .....	10
<b>第3章 ニーズ調査結果について</b> .....	<b>11</b>
1 ニーズ調査の概要 .....	11
2 ニーズ調査結果 .....	12
<b>第4章 本町の課題と前期計画の評価</b> .....	<b>20</b>
1 統計・ニーズ調査等からみえる本町の課題 .....	20
2 前期計画の評価と課題 .....	21
<b>第5章 計画方針</b> .....	<b>22</b>
1 基本理念 .....	22
2 子ども・子育て支援のための5つの基本方針 .....	22
3 施策体系 .....	24
4 子どもの発達段階に応じた支援 .....	25

## 第6章 子ども・子育て支援事業の推進…………… 27

- 1 子ども・子育て支援事業について…………… 27
- 2 教育・保育提供区域の設定…………… 28
- 3 子ども・子育て支援法改正による幼児教育・保育の無償化について…………… 28
- 4 教育・保育給付事業…………… 29
- 5 地域子ども・子育て支援事業…………… 34

## 第7章 子育て支援のまちづくりのための取り組み…………… 42

- 1 地域におけるきめ細かな子育て支援…………… 42
- 2 支援を必要とする子どもたちへの支援…………… 45
- 3 教育環境の充実…………… 47
- 4 安心して子育てができる環境づくり…………… 50
- 5 子どもの貧困問題への対応…………… 52

## 第8章 計画の評価と見直し…………… 54

- 1 計画の評価…………… 54
- 2 計画の見直し…………… 54

## 第9章 資料編…………… 55

- 1 策定の経過…………… 55
- 2 昭和町子ども・子育て会議条例…………… 56
- 3 昭和町子ども・子育て会議委員名簿…………… 57

# 第1章 計画策定の背景と目的

## 1 計画策定の背景

平成24年に成立した子ども・子育て関連3法<sup>1</sup>に基づく子ども・子育て支援新制度が、平成27年4月から施行され、本町においても、「昭和町子ども・子育て支援事業計画」を同年3月に策定し、認定こども園・幼稚園・保育所（園）を通じた共通の給付と小規模保育等への給付の創設、認定こども園制度の改善、地域の実情に応じた子ども・子育て支援の充実と共に子育て家庭の支援等に努めて参りました。

この度、計画期間が令和元年度を以て満了することから、前計画の評価・見直しを行うとともに、国の改定指針も踏まえて、引き続き、誰もが安心して教育・保育が受けられるような環境づくりに努め、すべての子どもが健やかに成長できる社会の実現に向けた取り組みを計画的に推進するため、新たに「第2期昭和町子ども・子育て支援事業計画」を策定いたしました。

## 2 計画の目的

本計画は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号、以下「支援法」という）第61条に規定されている「市町村子ども・子育て支援事業計画」として策定し、子ども・子育て支援事業が総合的かつ計画的に実施されるようにするものです。

また、子ども・子育て関連3法策定の背景となった急速な少子化に対応していくためには、子ども・子育て支援事業に加え、子育てと仕事の両立や地域における子育て支援等についても幅広く考慮する必要があります。そのため、この計画では、昭和町次世代育成支援地域行動計画の内容について、見直しを行った上で、計画の中に位置づけていきます。

## 3 計画策定体制

本町では、支援法第77条第1項の規定に基づき、昭和町子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を設置しています。

本計画は「子ども・子育て会議」において、子どもの保護者や子ども・子育て支援事業に従事する方、学識経験のある方を委員とし、意見をいただきながら策定いたしました。

---

<sup>1</sup> 子ども・子育て支援法、認定こども園法の一部改正法、子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

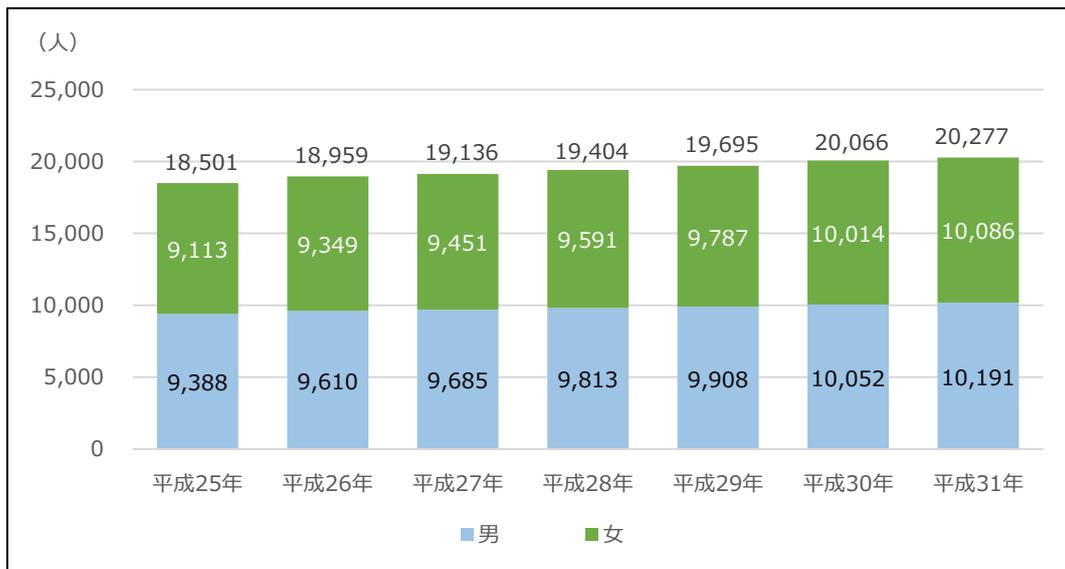


## 第2章 本町の現状

### 1 人口の推移

本町の人口は増加傾向が続いており、平成30年には総数で20,000人を超えました。

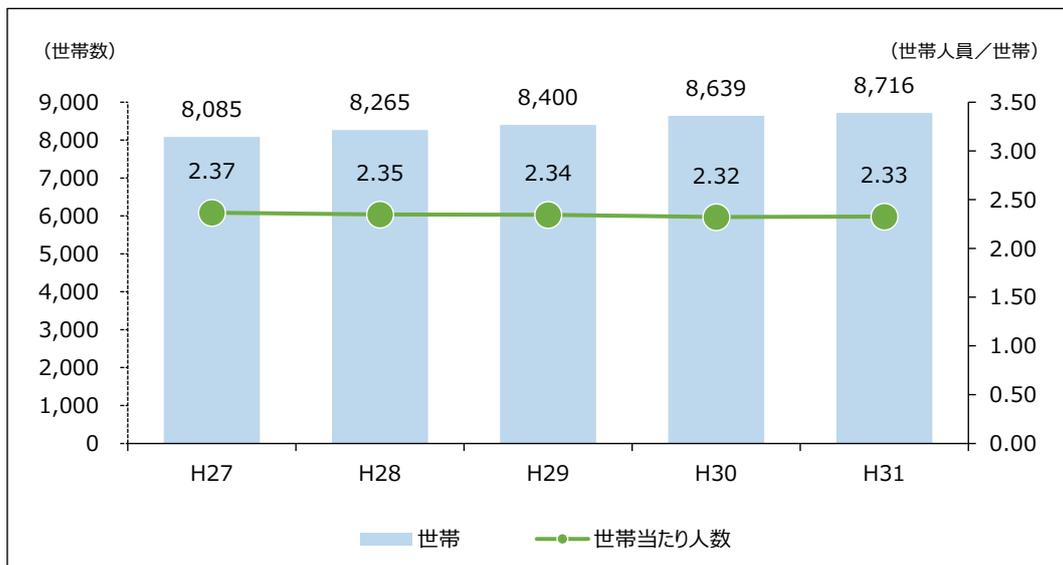
男女別人口の推移



出典：住民基本台帳（各年3月31日現在）

住民基本台帳に基づく本町の世帯数は、平成27年の8,085世帯から平成31年には8,716世帯まで増加しています。世帯あたりの人員数はほぼ横ばいとなっています。

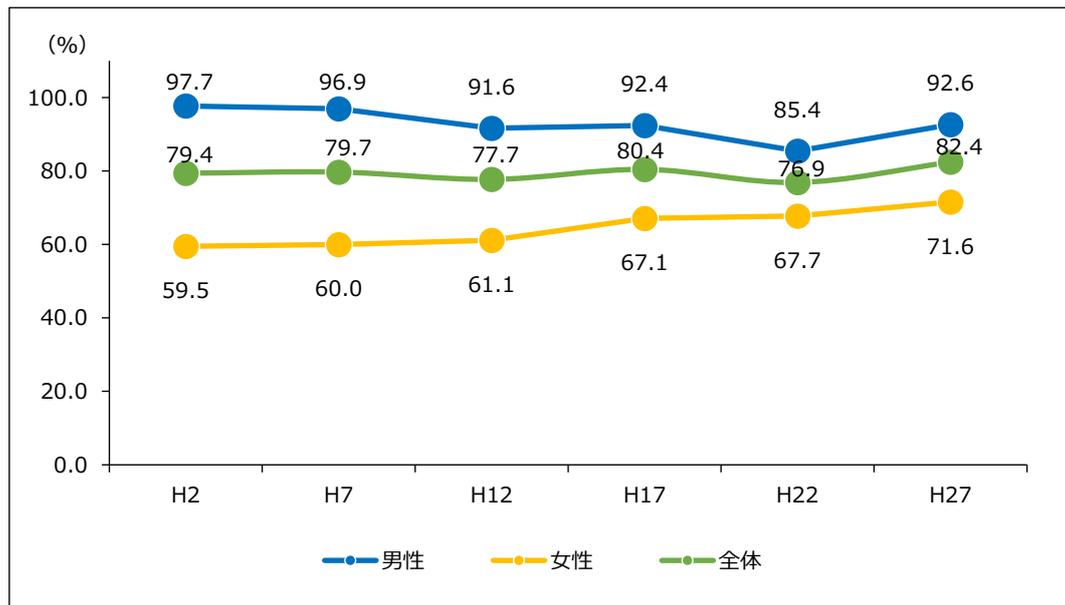
世帯数と世帯人員の推移



出典：住民基本台帳（各年3月31日現在）

本町の25歳から44歳の就業率をみると、女性の就業率が増加傾向にあることがわかります。男性は平成22年に大きく減少しており、これは平成20年のリーマン・ショックの影響が考えられます。平成27年の調査では増加傾向に転じ、それに伴って全体の就業率も増加しています。女性の就業率は、国が2023年までに目指している80%とは8.4ポイントの差があります。

男女別就業率の推移



出典：国勢調査

## 2 子育て環境

本町では、妊娠5～8ヶ月の母親を対象とした「ようこそ赤ちゃん学級（安産学級）」、初産の場合には夫婦を対象とした「パパママ学級（両親学級）」、2ヶ月児のいる母親を対象に育児学級<sup>2</sup>を行っています。育児学級には、7割以上の母親が参加しています。

育児学級参加状況

年度	対象（人）	参加者（人）	参加率（%）
平成26年度	196	140	71.4
平成27年度	220	164	74.5
平成28年度	217	159	73.3
平成29年度	210	150	71.4
平成30年度	250	186	74.4

出典：いきいき健康課

<sup>2</sup> 2か月のお子さんを持つお母さんを対象に、予防接種や乳幼児健診の受け方についての説明や、予防接種手帳の交付などを行います。

出生届を提出されたご家庭に、出産後1か月以内を目安に、保健師による電話相談（おめでとうコール）を行っています。産院を退院されて、最も不安が大きくなると言われている時期に、お子さんのこと、お母さんの体のこと、気持ちのこと、何でも気軽に相談いただける事業です。

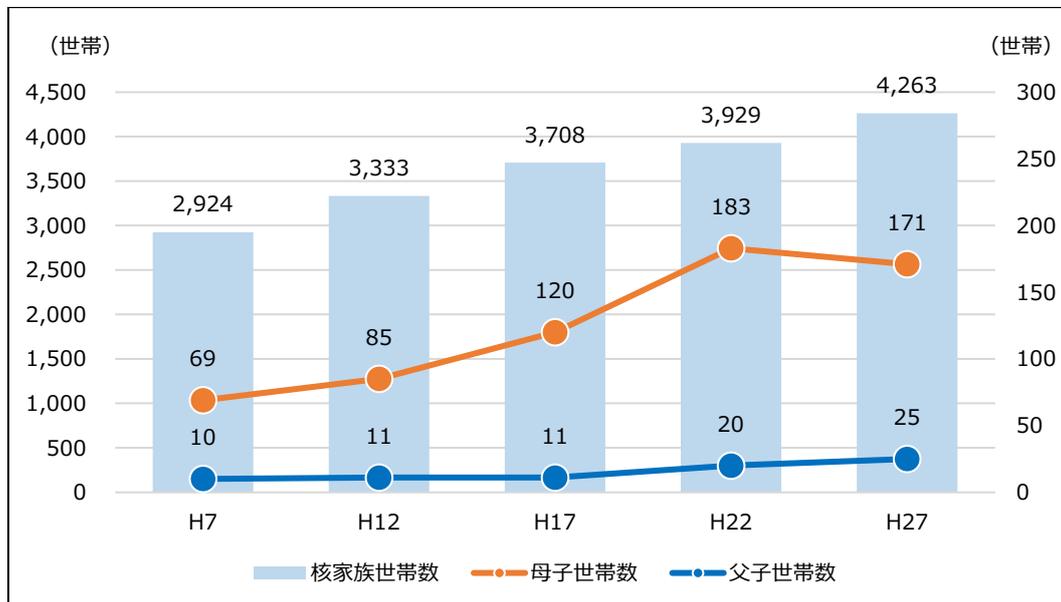
おめでとうコール実施状況

年度	対象（人）	実施（人）	実施率（%）
平成26年度	198	155	78.3
平成27年度	183	153	83.6
平成28年度	216	181	83.8
平成29年度	206	186	90.3
平成30年度	245	226	92.2

出典：いきいき健康課

本町の核家族世帯は増加傾向にあり、また、母子世帯、父子世帯も増加傾向にあります。特に母子世帯は、平成27年は前回調査からやや減少したものの、平成22年は183世帯と、平成7年の3倍近い数値となっています。

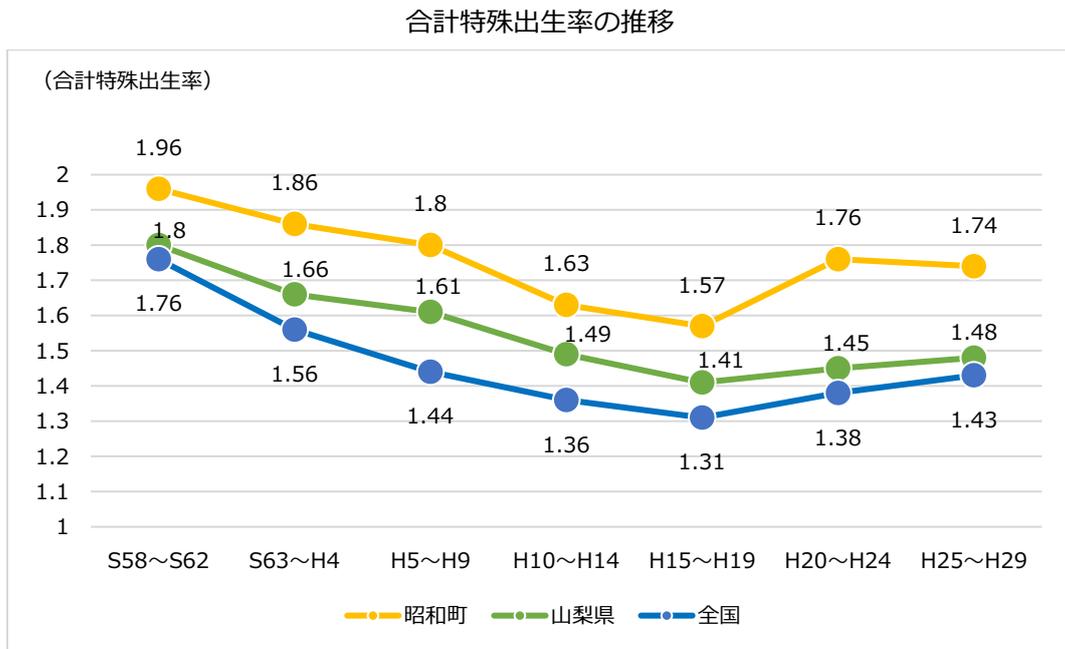
核家族・母子・父子世帯の推移



出典：国勢調査

### 3 合計特殊出生率<sup>3</sup>の推移

合計特殊出生率は、全国、山梨県、本町ともに減少傾向が続いていましたが、平成20年～24年からは上昇に転じています。本町の合計特殊出生率は、山梨県や全国よりも高い数値となっています。



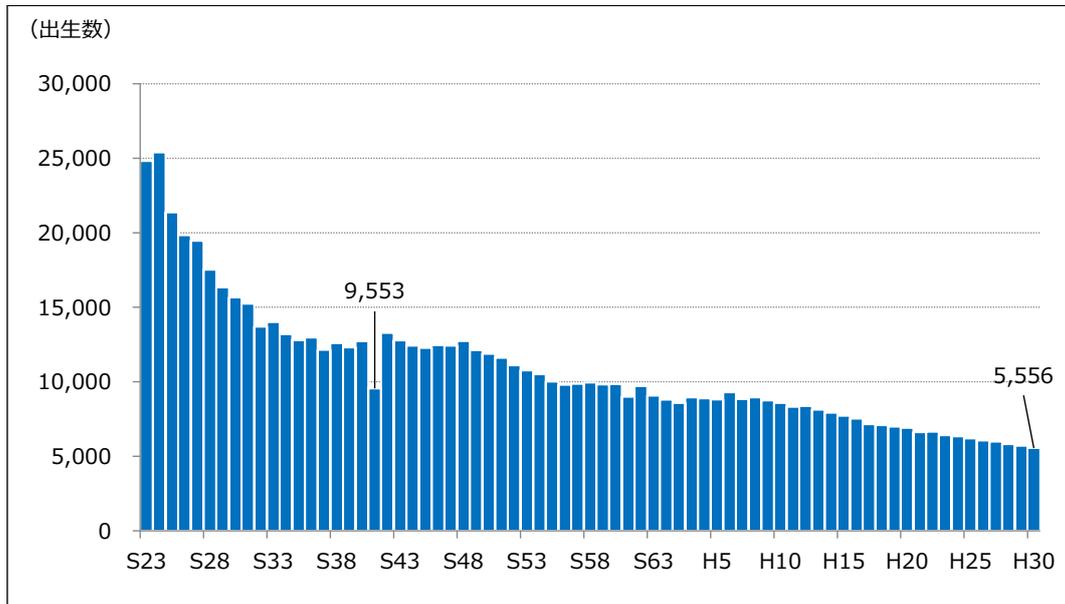
出典：厚生労働省（H25～H29の昭和田の値はH30の昭和田調査データ）



<sup>3</sup> その年次の15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で生涯に生むとしたときの子どもの数に相当します。

山梨県全体の出生数は減少傾向が続いています。

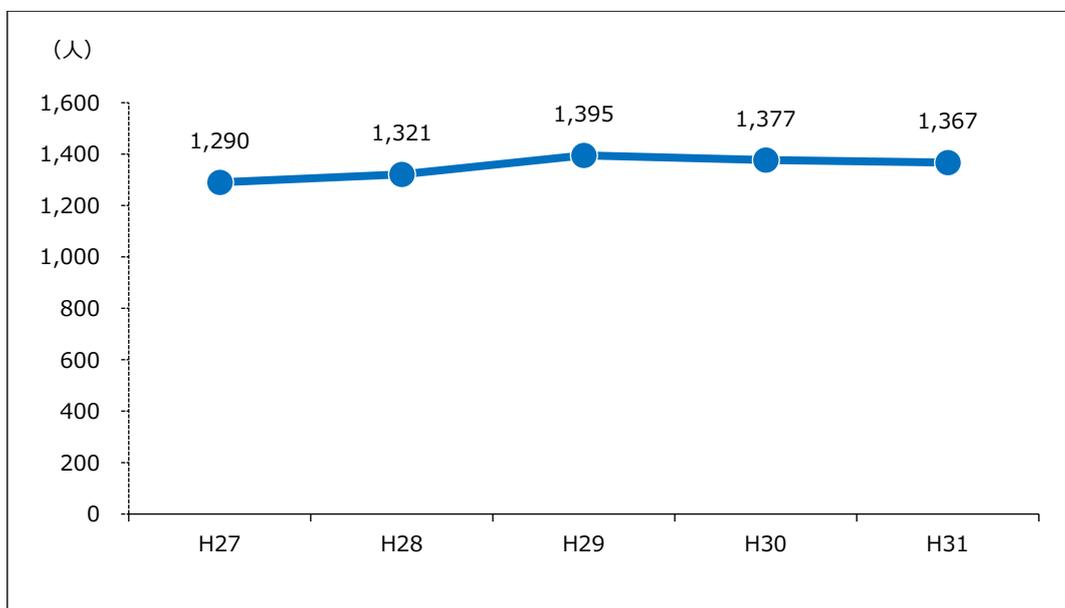
山梨県の出生数の推移



出典：住民基本台帳、人口動態統計

本町の就学前児童数は平成 29 年まで増加傾向にありましたが、平成 30 年には減少に転じ、平成 31 年もその傾向が続いています。

就学前児童数の推移

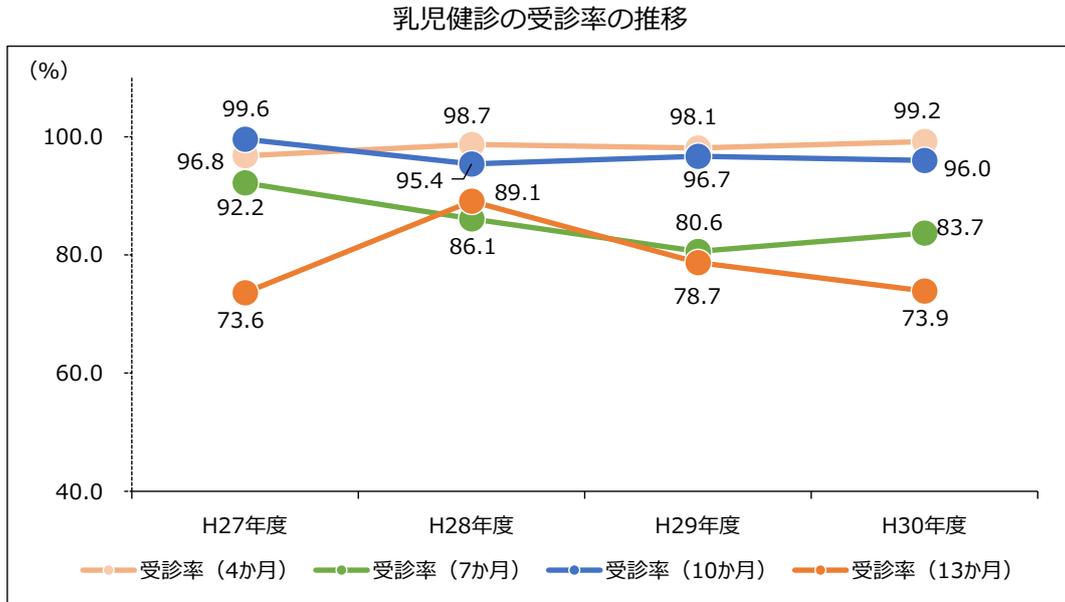


出典：住民基本台帳（各年 3 月 31 日現在の 0 歳から 5 歳の人口）

## 4 乳幼児を取り巻く環境

本町では、乳児期に4か月、7か月、10か月、13か月の4回の健診を実施しています。

4か月健診と10か月健診は昭和町総合会館内保健センターで行うため、100%近い受診率となっています。一方、7か月健診と13か月健診は医療機関での受診となるため、受診率が低くなっています。



出典：いきいき健康課

### 本町の教育・保育施設

施設名	住所
昭和こども園	昭和町西条 4185-2
押原こども園	昭和町押越 84
常永保育園	昭和町河西 743-1
上河東保育園	昭和町河西 1608-1
富士桜学院	昭和町押越 766
第二上河東保育園	昭和町上河東 521
げんき夢こども園	昭和町河東中島 748-2
ふるるこども園	昭和町築地新居 2289-5
押原きっず	昭和町押越 22-1

出典：福祉課

## 5 保育所などで実施している特別保育事業など

本町では、冠婚葬祭などの保護者の都合に合わせて一時的に預かる一時預かり事業、通常の間を越えて預かる延長保育事業、障害がある子どもに対応した障害児保育、病児・病後児を預かる病児・病後児保育などを実施しています。

保育所などで実施している特別保育事業など

施設名	一時預かり	延長保育	障害児保育	病児・病後児保育	子育て支援拠点
昭和こども園		●	●		●
押原こども園	●	●			●
常永保育園		●			
上河東保育園		●			
富士桜学院		●			
第二上河東保育園		●	●		
げんき夢こども園		●	●		●
ふるるこども園					
押原きつず					
げんきキッズクリニック				●	

出典：福祉課（平成31年4月1日現在）

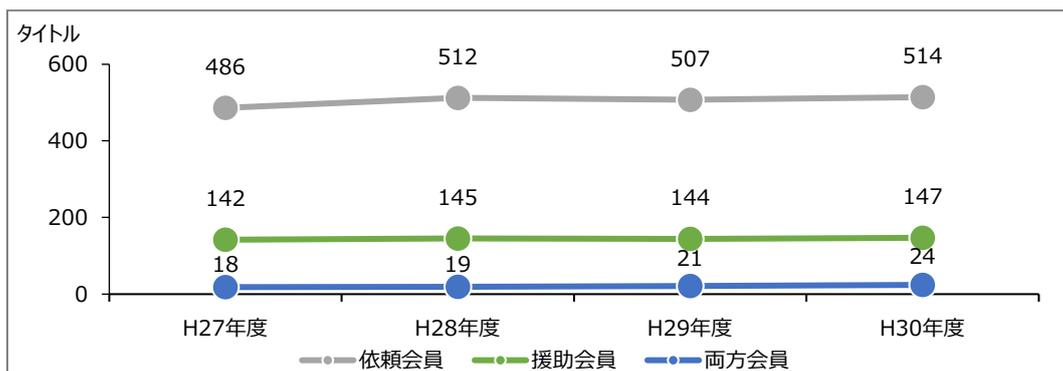
## 6 ファミリー・サポート・センター

育児の応援を依頼したい人と育児を応援できる人を会員として登録し、育児のお手伝いなどの相互援助を行う事業です。

福祉課に窓口を設置しており、平成30年度末現在、登録会員数は685人となっています。そのうち、育児の応援を依頼したい依頼会員は514人、育児を応援できる援助会員は147人、両方会員は24人となっています。

ファミリー・サポート・センターの事業は利用量が読みにくい事業です。そのため援助会員の維持・拡充が求められます。

ファミリー・サポート・センター登録会員数の推移

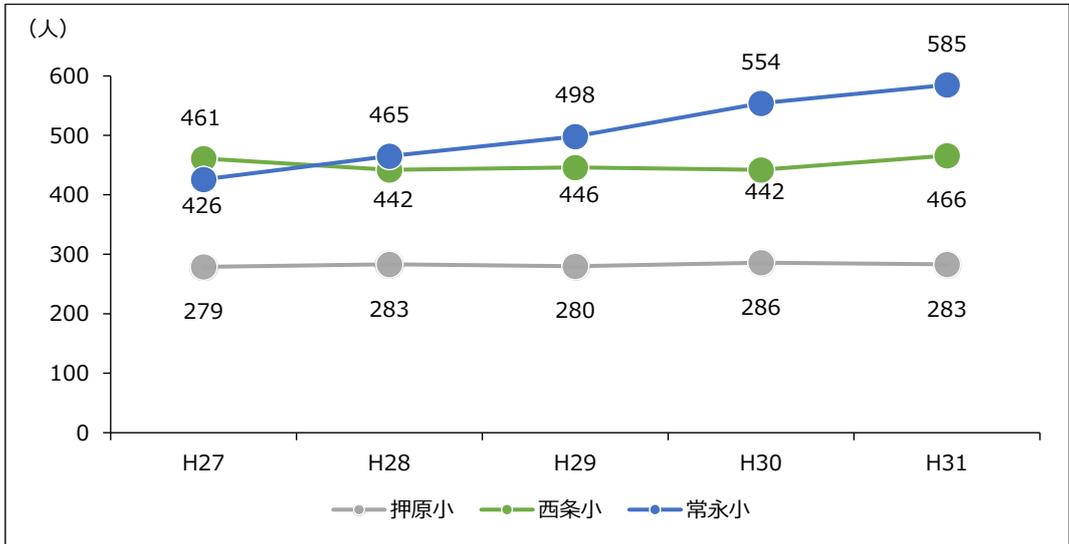


出典：ファミリーサポートしょうわ（各年3月31日現在）

## 7 小学生を取り巻く環境

本町の3つの小学校の児童数は、西条小学校、押原小学校がほぼ横ばいで推移しているのに対して、常永小学校は増加が続いています。平成28年には西条小学校の人数を超え、町内で最も規模の大きい小学校となっています。

小学校の児童数



出典：学校基本調査（各年5月1日現在）

本町の放課後児童クラブ<sup>4</sup>

児童クラブ	開設場所	所在地	開設時間 ①平日、②土曜日	定員
押原放課後児童クラブ	押原児童館	押越 616	①授業終了後～18時30分 ②8時30分～12時	60
西条放課後児童クラブ	西条児童館	西条 2225-1	①授業終了後～18時30分 ②8時30分～12時	60
常永放課後児童クラブ	常永児童館	河西 8-1	①授業終了後～18時30分 ②8時30分～12時	160
児童センター 放課後児童クラブ	児童センター (ゆめてらす)	清水新居 560	①授業終了後～18時30分 ②8時30分～12時	40

出典：放課後児童クラブ申込み説明会資料

<sup>4</sup> 放課後児童クラブは、放課後家に帰っても保護者の仕事、又は病気などのために適切な保護を受けられない児童を対象に、家庭的な雰囲気の中で正しい生活指導を行う事業です。

## 第3章 ニーズ調査結果について

### 1 ニーズ調査の概要

#### (1) 調査の目的

支援法に基づく新たな子ども・子育て支援の制度の下で、教育・保育・子育て支援の充実を図るため、5年間を一期とする「昭和町子ども・子育て支援事業計画」を平成27年に策定し、計画的に給付・事業を行ってきました。

この計画期間が令和元年度で満了となるため、新たに策定する「第2期昭和町子ども・子育て支援事業計画」で確保を図るべき教育・保育・子育て支援の「量の見込み」を算出するにあたって、住民の教育・保育・子育て支援に関する「現在の利用状況」や「今後の利用希望」を把握するためにアンケート調査を行いました。

#### (2) 調査期間

平成30年12月11日から平成30年12月26日まで

#### (3) 調査対象及び回収率

調査対象	配付数	回収数	回収率
未就学児の保護者	1000	597	59.7%
小学生の保護者	500	299	59.8%
総数	1500	896	59.7%

#### (4) 本報告書中の記号について

(SA) …… 単一回答(Single Answer)の略。選択回答は1項目のみとなります。

(MA) …… 複数回答(Multi Answer)の略。回答する選択肢の数に制限があります。  
(一部回答を限定しているものもあります。)

(NA) …… 数値回答(Numeric Answer)の略。該当する数値を記入します。

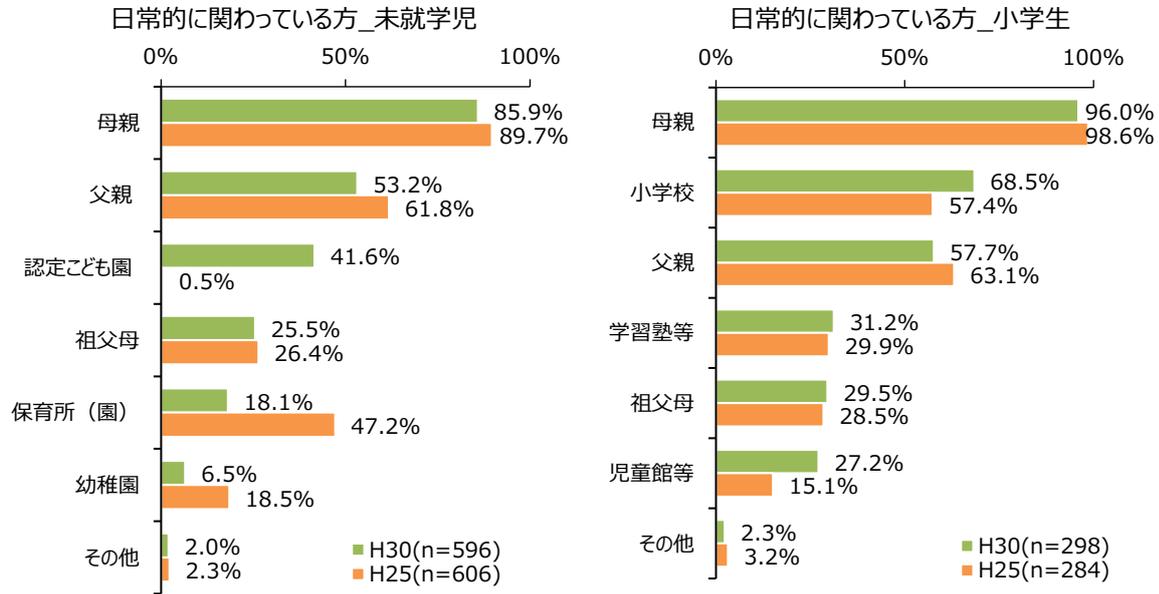
n …… 回答者数(number)を表します。「n=100」は、回答者数が100人になります。

※複数回答の場合は、合計値が100%にならない場合があります。

※アンケート結果の数値は、小数点第2位を四捨五入して、小数点第1位までを表示しています。

## 2 ニーズ調査結果

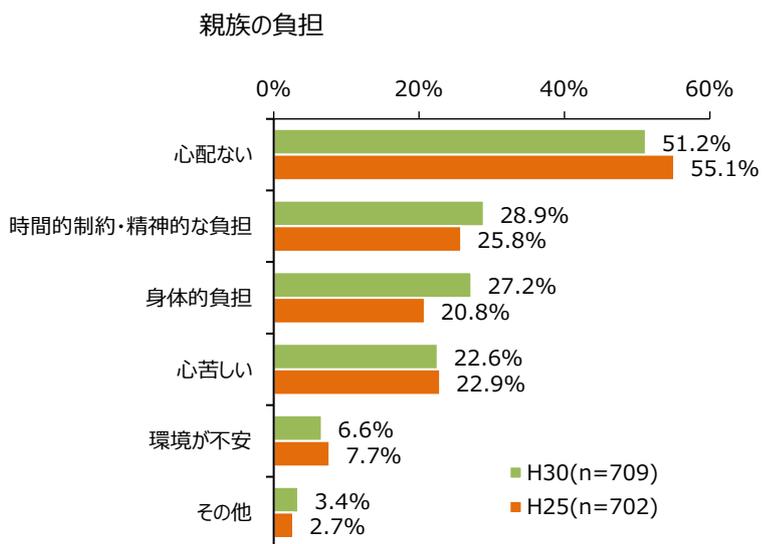
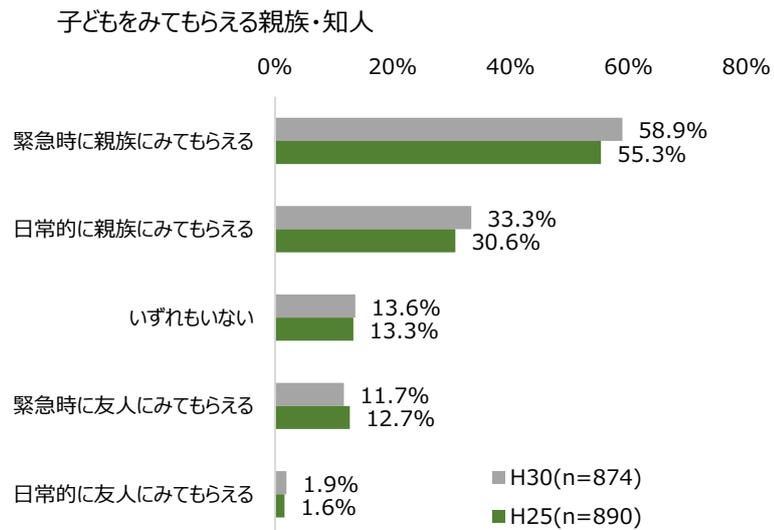
### (1) 子育てに日常的に関わっている方（施設）（MA）



未就学児、小学生ともに「母親」が最も多くなっています。未就学児では以下「父親」、「認定こども園」、「祖父母」と続いています。小学生では以下「小学校」、「父親」、「学習塾等」と続いています。



## (2) 子どもをみてもらえる親族・知人、またその負担について (MA)

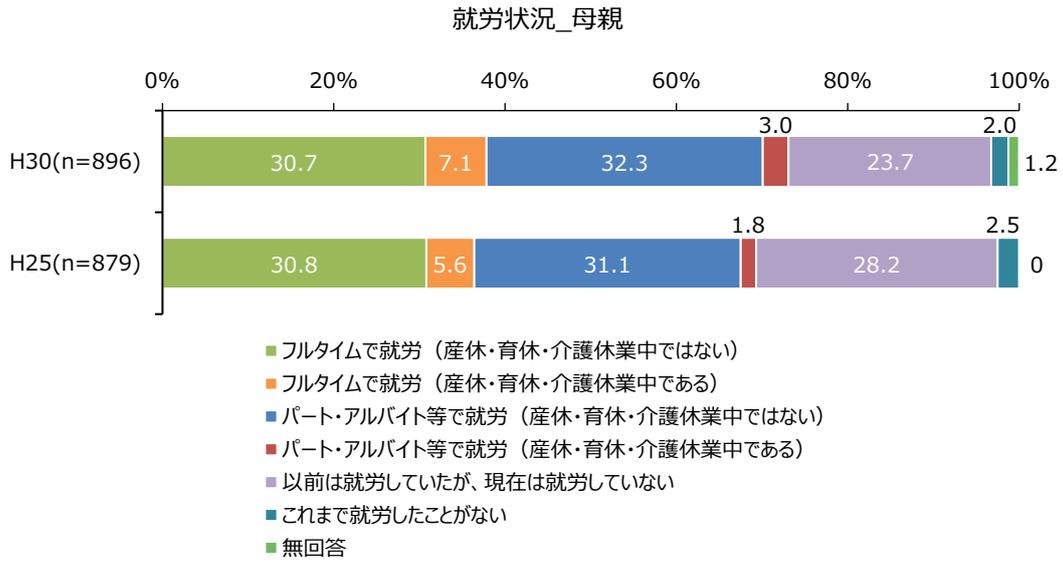


子どもをみてもらえる状況については「緊急時に親族にみてもらえる」という回答が最も多く 58.9%でした。友人にみてもらえるというケースは、緊急時においても高くありませんでした。また「いずれもない」という回答が 13.6%ありました。

親族の負担については、「心配ない」という回答が最も多く 51.2%でした。以下「時間的制約・精神的な負担」が 28.9%、「身体的負担」が 27.2%、「心苦しい」が 22.6%と続いています。

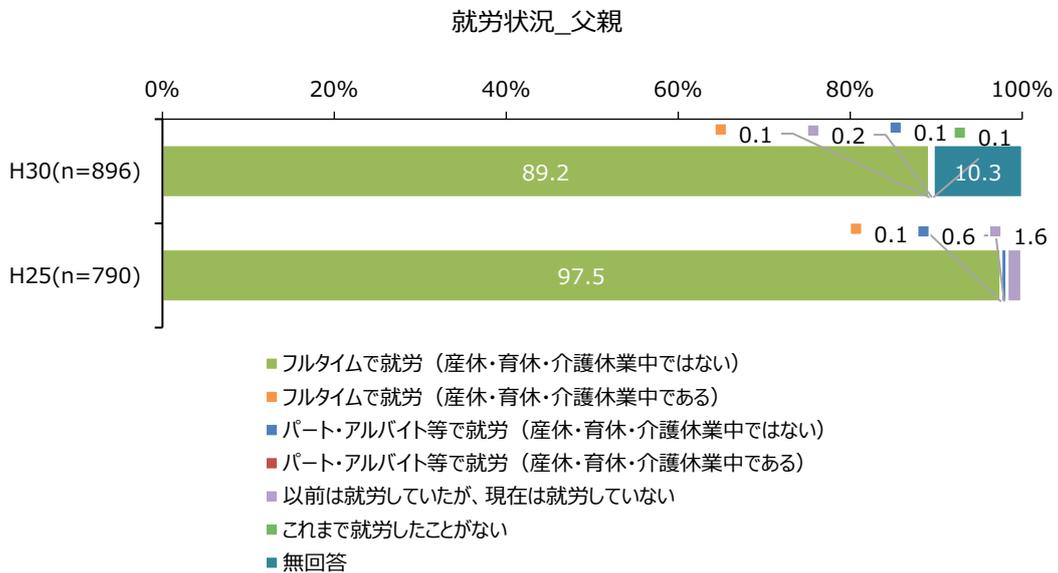


(3) 母親の現在の就労状況について (SA)



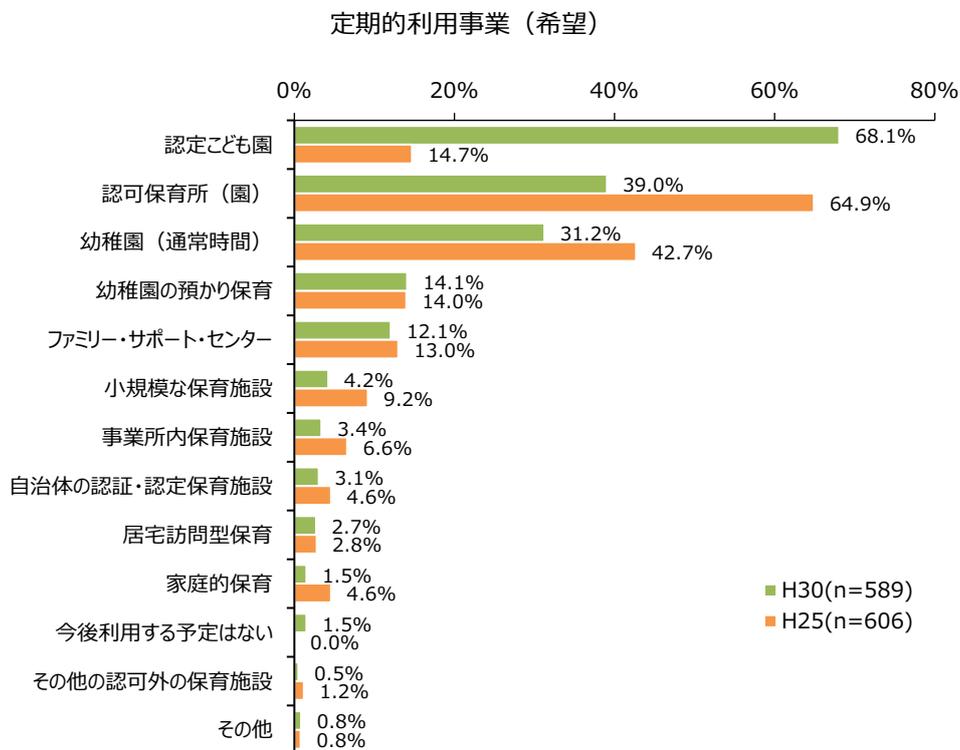
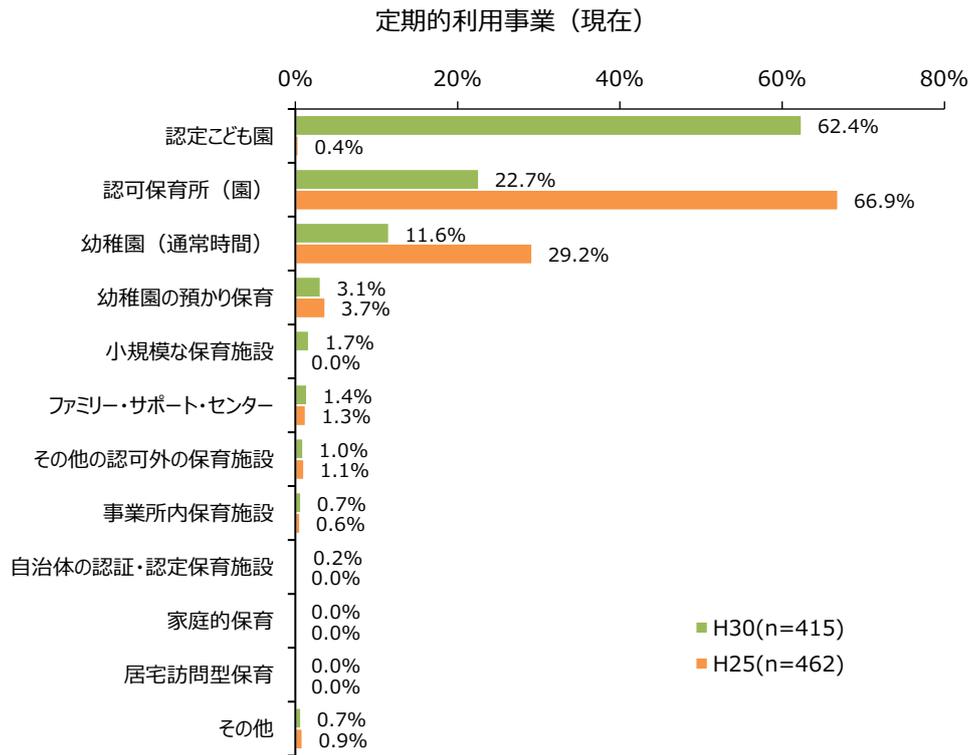
「フルタイム」及び「パート・アルバイト等」がそれぞれ「産休・育休・介護休業中」を含めて約4割弱となっています。就労していない人は約2割強でした。

(4) 父親の現在の就労状況について (SA)



「フルタイム (産休・育休・介護休業中ではない)」が89.2%で最も多くなっています。

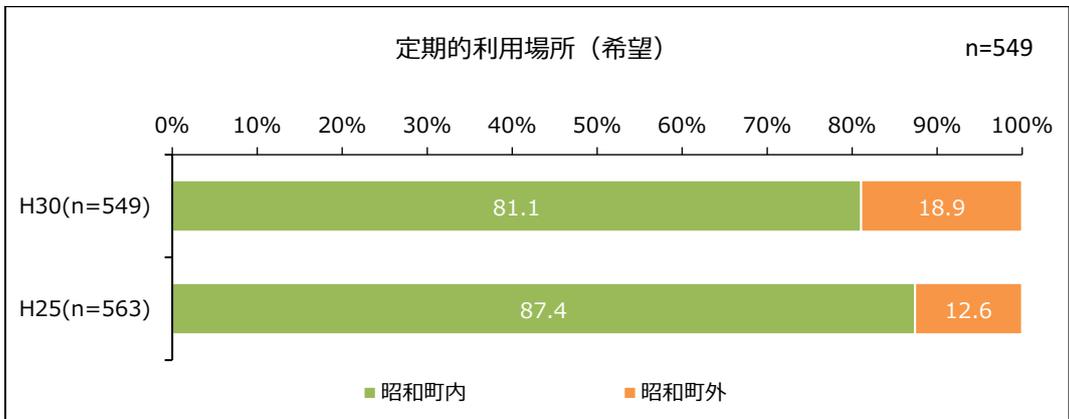
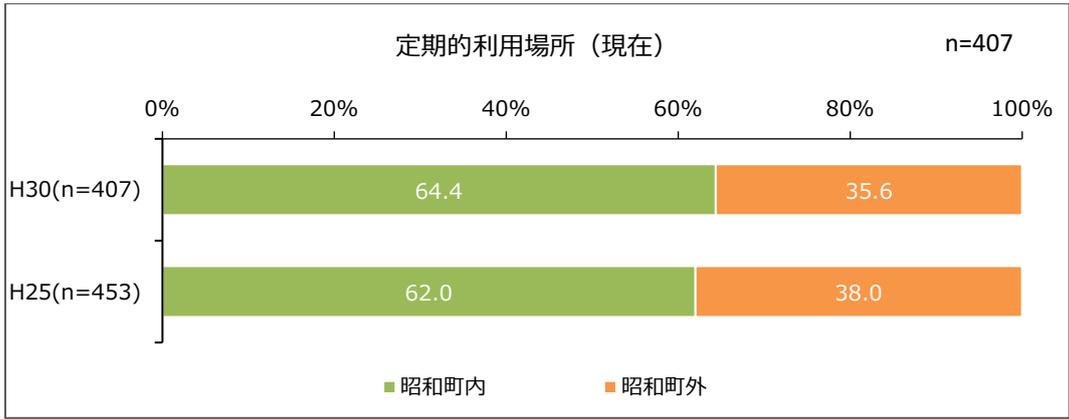
(5) 未就学児の教育・保育事業の利用状況と希望 (MA)



平日では、現在の利用事業、利用したい事業ともに「認定こども園」及び「認可保育所 (園)」が多くなっています。

利用希望では「認可保育所 (園)」、「幼稚園」が他の事業と比べて増加しています。

(6) 定期的な教育・保育施設の利用場所

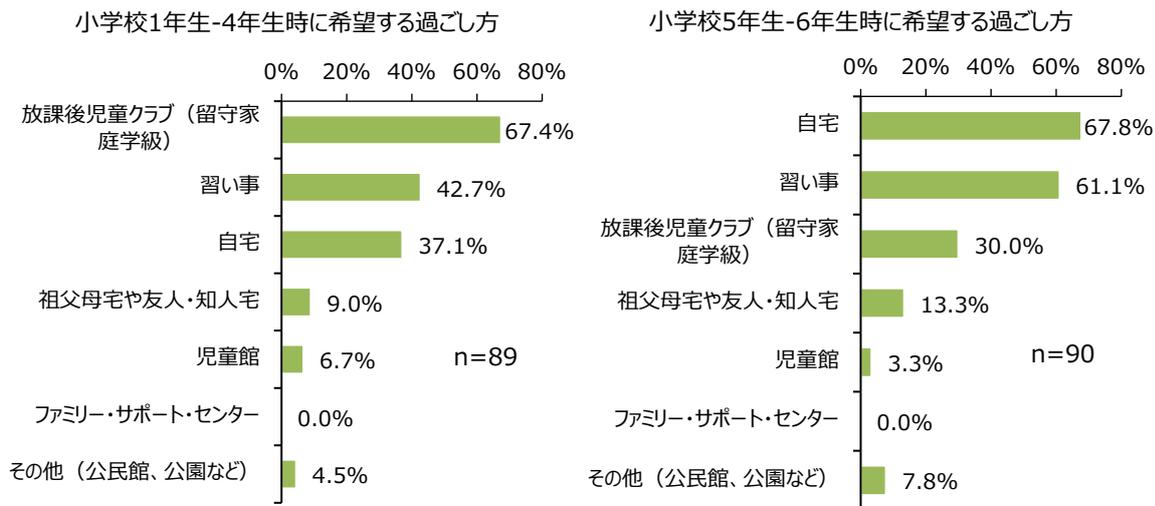


教育・保育施設の定期的な利用場所については、「昭和田内」が 64.4%、「昭和田外」が 35.6%となっています。希望する利用場所については、「昭和田内」が 81.1%、「昭和田外」が 18.9%となっています。

現在町外の施設を利用している方で、町内の施設の利用を希望している方がいることがわかります。



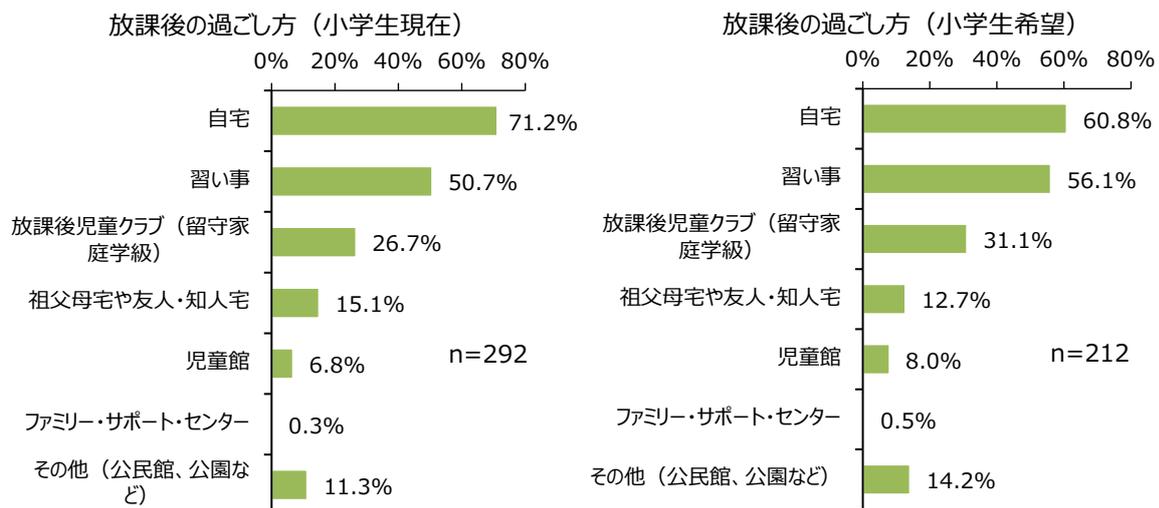
## (7) 小学生の放課後の過ごし方の希望について（未就学児の保護者の回答）



未就学児の保護者に聞いた放課後の過ごし方の希望では、小学校1年生から4年生までは「放課後児童クラブ（留守家庭学級）」が最も多くなっています。

5年生から6年生では「自宅」の67.8%が最も多くなっています。

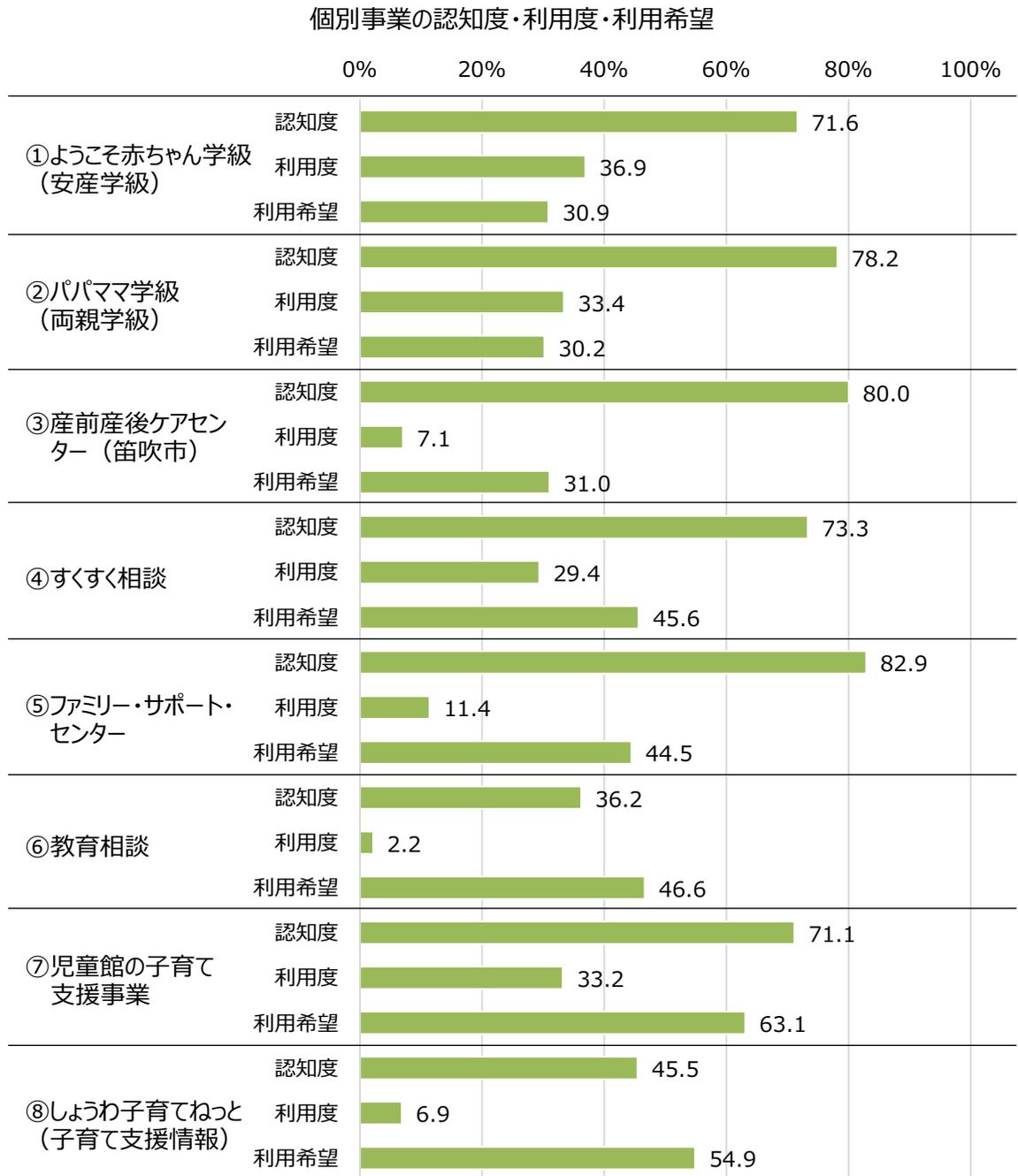
## (8) 小学生の放課後の過ごし方の希望について（小学生の保護者の回答）



小学生の放課後の過ごし方は、「自宅」が71.2%で最も多く、以下「習い事」が50.7%、「放課後児童クラブ（留守家庭学級）」が26.7%と続いています。

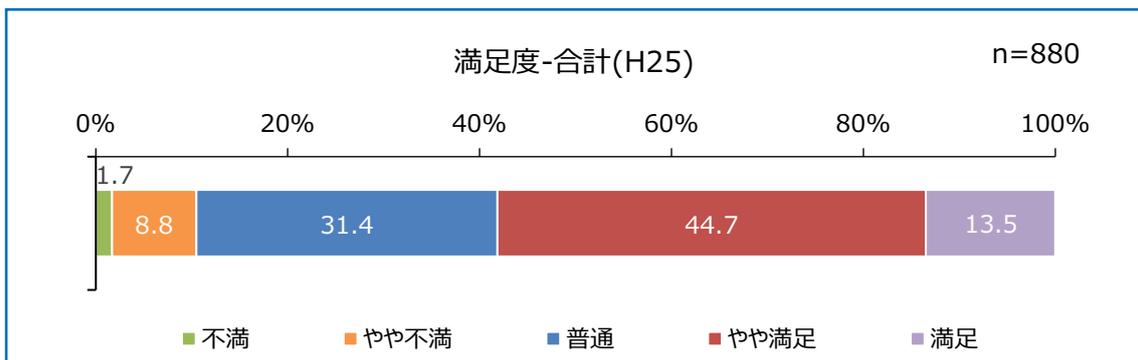
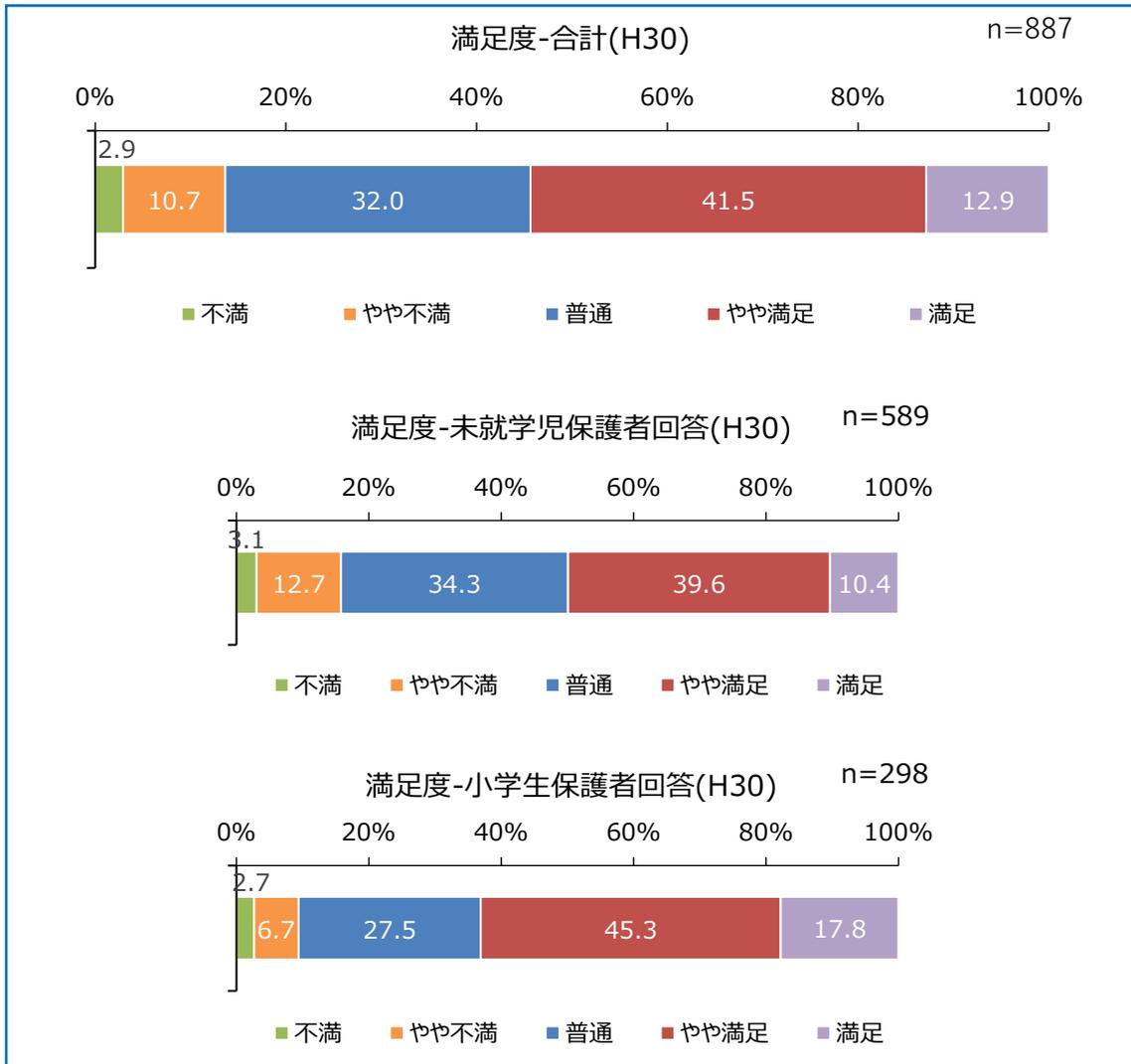
希望する過ごし方を現在の過ごし方と比較すると「自宅」が10ポイント以上低下し、代わって「習い事」と「放課後児童クラブ」の割合が高くなっています。

(9) 個別事業で知っているものや、これまでに利用したことがあるもの、今後利用したいと思うものについて (MA)



「産前産後ケアセンター（笛吹市）」、「ファミリー・サポート・センター」、「教育相談」、「しょうわ子育てねっと（子育て支援情報）」の4事業は、認知度と利用希望は高くなっていますが、実際の利用が少ない状況となっています。

(10) 昭和町における子育ての環境や支援への満足度について (SA)



本町の子育て環境・支援施策の満足度については、「不満」と「やや不満」を合わせた不満傾向が、未就学児では15.8%、小学生では9.4%と低くなっており、満足傾向が高い結果となっています。平成25年の前回調査からは、不満傾向が3.1ポイント増加していますが、不満の意向が少ない状況は維持されており、本町の子育て環境の満足度の高さがうかがえます。

## 第4章 本町の課題と前期計画の評価

### 1 統計・ニーズ調査等からみえる本町の課題

#### (1) 女性の就業率向上への対応

平成 27 年の国勢調査から、本町の就業率はわずかながら減少傾向から増加傾向に転じていることが分かります。ニーズ調査の結果からも、現在専業主婦の女性がフルタイムやパート・アルバイト等で働くことを希望していることが分かります（P31 参照）。

国は 2023 年までに女性の就業率を 80%に向上させることを目標としており、本町においても今後女性の就業率が向上することが見込まれます。そのため、保育ニーズの上昇に対応できる体制づくりが求められます。

併せて、未就学児の「小学生の放課後の過ごし方の希望」についての設問では、低学年では「放課後児童クラブ（学童保育）」が最も多くなっています（P17 参照）。「放課後児童クラブ（学童保育）」の定員の維持・確保にも努めていく必要があります。

また、就労の希望はあるものの、子育てを自分だけで担っており、育児の相談相手がいない母親がいる状況もあります。育児の不安や悩みに応えられるネットワークづくりが必要です。

#### (2) 地域ぐるみによるすべての子育て家庭への支援

ニーズ調査の自由回答の結果では、「病児保育の充実」や「日本語があまりできない外国人へのサポート」、「障害を持っている子を持つ親の集まりや保育や教育に関する情報提供」など、さまざまな状況にある子どもへの取り組みに対する希望も見取れます。一方で、世帯構成の変化や地域の人間関係の希薄化を背景に、子どもをみる人が保護者以外にはいない家庭が増加しています。妊娠・出産・育児と包括的に相談の機会を増やす必要があります。すべての子育て家庭の支援には、町の取り組みだけではなく、地域全体で支えていく体制づくりが必要となります。

#### (3) 様々な年代の教育ニーズの高まりに応える体制づくり

ニーズ調査によると、幼児期の教育・保育を担う各種施設の利用希望について、「幼稚園」や「幼稚園の預かり保育」が実際の利用を上回る結果となりました（P15 参照）。

少子化等の影響もあり、幼児教育のニーズについては今後も高まっていくことが予想されるため、幼保連携型のこども園や幼稚園での一時預かりなどの体制の整備に努めていく必要があります。

## 2 前期計画の評価と課題

### (1) 教育・保育事業

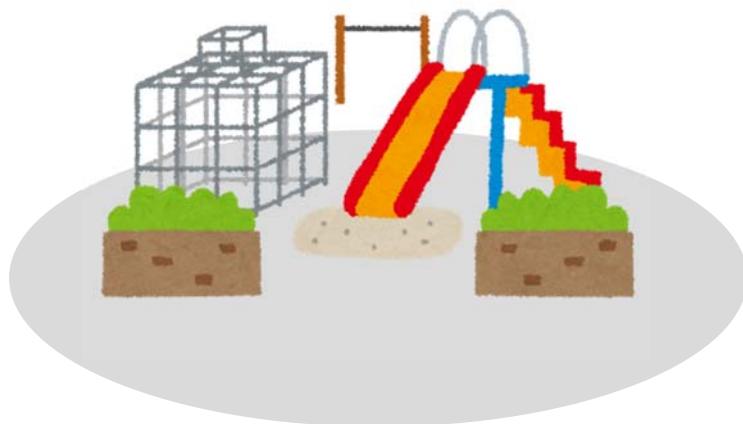
前期の計画期間である平成 27 年度から令和元年度においては、児童人口の推計をもとに、ニーズ調査から家庭類型を把握し、教育・保育事業の量の見込みや2号認定<sup>5</sup>における幼児教育のニーズを把握し、幼稚園、保育所（園）、認定こども園等を適正に利用できる体制作りを図ってきました。

計画期間においては、施設の増設等もあり、待機児童を発生させることはありませんでした。今後も児童人口の増加に対応した定員の確保に努めていく必要があります。

### (2) 地域子育て支援事業

地域子育て支援事業については、すべての事業において実施体制の維持・拡充を図ることにより保護者のニーズを満たすことができました。

一方で、ファミリーサポート事業や病児・病後児保育事業のように、利用者の状況によってニーズの変動が大きい事業もあるため、見込み量の算出の際、ニーズ調査結果から得られる見込み量と実際の利用実績の乖離が見られた事業については過去の実績を考慮した見込み量の算出を行い、利用者のニーズに応えられる体制作りを努める必要があります。



<sup>5</sup> 認定区分の詳細については、P27 の説明を参照してください。

## 第5章 計画方針

### 1 基本理念

昭和町子ども・子育て支援事業計画における基本理念は、

「子どもが、親が、地域が育つ、子育て支援のまち 昭和町」とします。

第2章の「本町の現状」に見られるように、本町は現在も人口が増加している県内では数少ない自治体です。平成30年には20,000人を超え、平成31年3月末には人口総数で20,277人となっています。

合計特殊出生率の推移は、平成20年～24年の平均値で1.76と県の1.45、全国の1.38を大きく上回っています。また、小学校に通う児童は、開発が進んでいる常永地区において、増加傾向が続いています。

ニーズ調査の結果では、本町の子育ての環境や支援について「不満」や「やや不満」と答えた人の割合が、未就学児の家庭では15.8%、小学生の家庭では9.4%と低くなっています（P19参照）。

今後も環境の変化に対応しつつ、高い満足度を維持していくためには、町の施策が重要なことはもちろんですが、併せて、それぞれの家庭や地域が一体となった「幅広い支援を行うことのできる子育て環境」を創っていく必要があります。このような子育て環境の実現を目指して、基本理念を「子どもが、親が、地域が育つ、子育て支援のまち 昭和町」と定めます。

### 2 子ども・子育て支援のための5つの基本方針

この基本理念を実現するために、「子ども・子育て支援のための5つの基本方針」を掲げています。

#### 基本方針1 子どもの幸せを最も尊重していきます

最も重要な視点は「子ども」の幸せを尊重していくという視点です。特に小学校に通う学齢期までの期間は、生涯にわたる人格形成の基礎が培われ、生きる力を育み、調和のとれた発達を図っていく大切な時期です。常に子どもの立場で考え、子どもの声に耳を傾け、大人の考えや都合が先行してしまうことがないようにすることが大切です。

#### 基本方針2 家庭の教育力の向上と次の代の親づくりを行っていきます

父母などの保護者が子育てについての第一義的責任を持っています。子どもにとっては、家庭は最も重要なよりどころであり、家庭での教育が子どもの教育の原点となります。今、子どもが

いる家庭はもちろん、将来家庭をもち、次の世代の親となる子どもに対しても、長期的な視野に立って考えていくことが大切です。

### 基本方針3 すべての子どもとその家族を地域社会全体で支援します

子ども・子育て支援とは、保護者の育児を肩代わりするものではありません。保護者が子育てについての責任を果たすことや、子育ての権利を享受することを可能とすることが重要です。地域や社会が保護者に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることを通じて、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整え、親としての成長を支援し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるような支援をしていくことが必要です。

### 基本方針4 利用者のニーズに応じた質の高いサービスを提供します

核家族化や都市化の進行といった社会環境の変化や価値観の変化によって、子育てに関するニーズも多様化しています。それぞれのニーズに柔軟に対応しながら、サービスを安心して利用できるような質の高いサービスを提供していきます。

### 基本方針5 地域の資源と特性を生かし地域内の協働による子育てを実施します

地域におけるつながりが希薄化し、同世代の子を持つ親同士が知りあう機会も減少しています。しかし、その一方で、NPOなどを中心とした地域における活動や、情報通信技術の進歩による新しいつながりも生まれています。地域における人材をはじめとしたあらゆる資源を活用して、地域全体で協働して子どもの育成に取り組みます。



### 3 施策体系

基本理念を達成するための基本方針と、重点的に実施する子ども・子育て支援策は以下のような体系で展開していきます。



## 4 子どもの発達段階に応じた支援

子どもは、心身の成長とともに、周囲の環境に対して自分から働きかけ、周囲の環境と関わる中で、生活に必要な能力、態度などを獲得していきます。特に小学校就学前の乳幼児期は、心情、意欲、態度、基本的な生活習慣などの生涯にわたる人格形成の基礎が培われる重要な時期です。また、小学生になると、生きる力を育み、調和のとれた発達を図っていく大切な時期となります。

この発達の過程は連続的なもので、一人ひとりの個人差が大きいものですが、それぞれの発達段階に応じた特性や留意すべき点があります。ここでは発達段階を、

- ①乳児期（概ね満1歳まで）
- ②幼児期（概ね満3歳まで）
- ③幼児期（概ね満3歳以上）
- ④学齢期（小学校就学後）

に分けて、それぞれの特性などについて整理します。

### （1）乳児期（概ね満1歳まで）

乳児期は、一般に身近にいる保護者などの特定の大人と愛情ある関係性を形成することで情緒的に安定し、身体面では著しい発育・発達がみられます。

子どもが示す様々な行動や欲求に、身近な大人が応答し積極的に関わることで、子どもの中に人に対する基本的信頼感が芽生え、情緒の安定化が図られます。

こうした情緒の安定を基盤として、心身の発達が促され、人として生きていく土台が作られます。

そのため、安心できる人的、物的環境のもとで、子どもの生命の安全を確保し、情緒的な安定を図るための支援が重要となります。また、疾病の発生も多くなっていることから、一人ひとりの発育や発達状態、健康状態に応じた保健的な対応も必要になります。

### （2）幼児期（概ね満3歳まで）

概ね満3歳までの幼児期は、一般に基本的な身体機能や運動機能が発達し、様々な動きを十分に楽しみながら、人や物との関わりを広げ、行動範囲を拡大させていく時期です。

自分のことを信じ、見守ってくれる大人の存在によって、子どもは自分に自信を持つようになります。また、それに伴って徐々に人間関係を広げ、その関わりを通して社会性を身につけていきます。

好きな遊びに熱中したりするなど、自発的に活動するようになる時期でもあります。そのため、事故防止に努めながら、活動しやすい環境を整え、子どもが探索活動を十分に経験できるようにすることが重要です。

また、子どもの自我の芽生えを見守り、その気持ちを受け止めながら、友達の気持ちや友達との関わり方を丁寧に伝えていくことが求められます。

### (3) 幼児期（概ね満3歳以上）

満3歳以上の幼児期は、一般に遊びを中心とした生活の中で、特に身体感覚を伴う様々な活動を体験することで、豊かな感性や好奇心、探究心、思考力が養われ、その後の生活や学びの基礎を形成する時期です。

また、人や物との関わりを通して、自我や主体性が芽生え、人との関わりや他人の存在に気付くようになります。人間関係の面でも日々急速に成長し、その後の人間としての生き方を大きく左右する重要な時期となります。そのため、この時期の教育の役割や同年齢や異年齢の子どもたちと主体的に関わる機会の提供が重要です。集団での生活は、規範意識の芽生えを培い、異年齢交流は年下への思いやりや責任感、年上への憧れや成長の意欲を生みます。

### (4) 学齢期（小学校就学後）

小学校就学後の学齢期は、生きる力を育み、調和のとれた発達を図っていく大切な時期です。自立の意識や他者の理解といった社会性の発達が進んで、心身の成長も著しい時期となります。

そのため、この時期に最も多くの時間を過ごす学校での教育とともに、放課後などでも子どもの健全な育成に配慮して、遊びやレクリエーションを含めた学習や、様々な体験をするための機会を提供していく必要があります。



## 第6章 子ども・子育て支援事業の推進

### 1 子ども・子育て支援事業について

支援法で規定された保育所、幼稚園などの教育・保育、放課後児童健全育成事業や地域子育て支援拠点事業、時間外保育事業、子育て援助活動支援事業などの地域子ども・子育て支援事業は、この計画の基本理念である「子どもが、親が、地域が育つ、子育て支援のまち 昭和町」を実現するための中心的な取り組みとなります。

ここでは、支援法に基づいて、市町村子ども・子育て支援事業計画で定めることとされている以下の事業の量の見込みと、提供体制の確保の内容についてまとめています。

認定区分	対象年齢	利用目的	保育の必要性	推計の区分
1号認定	3～5歳	主に教育	低い	1号認定
2号認定		主に保育	高い	2号認定(幼稚園)
3号認定	0～2歳			2号認定(保育所)
				3号認定(0歳)
				3号認定(1・2歳)

#### ◇ 1号認定（教育標準時間認定）

満3歳以上の児童で教育を希望する場合（主な利用先は幼稚園・認定こども園）

#### ◇ 2号認定（保育認定）

満3歳以上の児童で保育の必要性がある場合（主な利用先は保育園・認定こども園）

#### ◇ 3号認定（保育認定）

満3歳未満の児童で保育の必要性がある場合（主な利用先は保育園・認定こども園・地域型保育事業所等）

※なお、2号・3号認定の場合、保育の必要量によって、さらに「保育標準時間」と「保育短時間」の利用区分に分けられます

#### ◇ 「保育標準時間」

保護者（両親等）共に月120時間以上の勤務を想定した保育利用時間で、利用可能時間は1日11時間

#### ◇ 「保育短時間」

保護者（両親等）の両方またはいずれかが月48時間以上120時間未満の勤務を想定した保育利用時間で、利用可能時間は1日8時間

## 2 教育・保育提供区域の設定

市町村子ども・子育て支援事業計画では、教育・保育提供区域ごとに量の見込みと提供体制の確保内容を定める必要があります。

本町は、面積が小さく、主な移動手段である自家用車で 15 分程度で町内を移動できるため、町全体をひとつの教育・保育提供区域とします。

## 3 子ども・子育て支援法改正による幼児教育・保育の無償化について

令和元年5月、支援法が改正され、3歳から5歳児については原則としてすべての世帯、0歳から2歳児は住民税が非課税となる低所得世帯を対象に、認可保育所や幼稚園などの利用料が無償となる「幼児教育・保育の無償化」が令和元年10月から開始されています。

新制度の認定区分

園種別 年齢	認可保育所 認定こども園 小規模保育 事業所 (2号・3号)	幼稚園 認定こども園 (1号)		私学助成幼稚園		国立大学 附属幼稚園		認可外 保育施設等	障害児 通園施設等
		教育	預かり 保育	教育	預かり 保育	教育	預かり 保育		
3～5歳児 クラス	利用料 無償化	利用料 無償化	(※) 日額上限 450円 *月額上 限あり	月額上限 25,700 円まで無 償	(※) 日額上限 450円 *月額上 限あり	月額上限 8,700円 まで無償	(※) 日額上限 450円 *月額上 限あり	(※) 月額上限 37,000 円まで無 償	利用料 無償化
満3歳児	課税世帯	利用料 無償化	無償化 対象外	月額上限 25,700 円まで無 償	無償化 対象外	月額上限 8,700円 まで無償	無償化 対象外		
	非課税世帯	利用料 無償化	(※) 日額上限 450円 *月額上 限あり	月額上限 25,700 円まで無 償	(※) 日額上限 450円 *月額上 限あり	月額上限 8,700円 まで無償	(※) 日額上限 450円 *月額上 限あり		
非課税世帯 の0～2歳 児クラス	利用料 無償化							(※) 月額上限 42,000 円まで無 償	

※保育の必要性の認定が必要です。

0～2歳は、世帯の課税状況によって無償となる場合があります。

満3歳児とは、3歳になった日から最初の3月31日までにある子どもです。

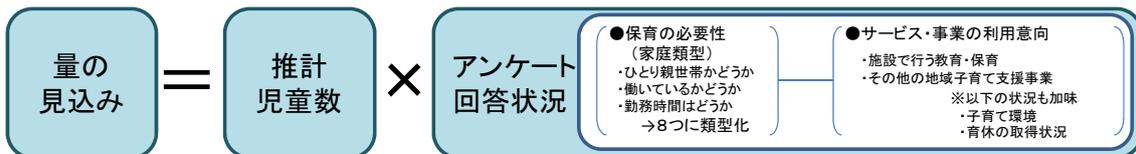
## 4 教育・保育給付事業

教育・保育給付事業の量の見込みの算出に際しては、国から示された「市町村子ども・子育て支援事業計画における『量の見込み』の算出等のための手引き」に沿って、児童人口推計とニーズ調査の結果から算出していますが、実績値との乖離がみられる事業においては、昭和町の実績値と対象児童の人口推計および利用意向の傾向を踏まえ補正しています。

### (1) 量の見込みの推計方法

令和2年度から令和6年度までの計画期間中に必要となる教育・保育給付事業の量の見込みの推計は、以下の方法により行いました。

- ① 計画期間の各年度における年齢別の子ども数を推計します。
- ② ニーズ調査の結果を家庭類型に分類し、それぞれ事業の利用意向を算出します。
- ③ ①と②の乗算により、各年度における量の見込みを推計します。



各家庭における保育の必要性に基づいて集計をするために、両親の就労状況などに基づいて、家庭を以下の家庭類型（8類型）に区分しました。

なお、その際には、将来的な就労希望等も考慮して、適当な保育施設等がないために就労できない等の事情も組み入れています。

家庭類型

タイプA	ひとり親家庭
タイプB	両親ともにフルタイム勤務
タイプC	片親がフルタイムで片親が一定時間以上のパート勤務
タイプC'	片親がフルタイムで片親が一定時間未満のパート勤務
タイプD	片親が働いており、片親が専業主婦（夫）
タイプE	両親ともに一定時間以上のパート勤務
タイプE'	両親のいずれかが一定時間未満のパート勤務
タイプF	両親ともに無職

・保育の必要性が高い家庭類型：A B C E （2号認定、3号認定）

・保育の必要性が低い家庭類型：C' D E' F （1号認定）

(2) 子どもの数と家庭類型の推計

計画期間中における児童人口について、平成 27～31 年度の人口を基準として計画期間における 0 歳～11 歳の児童人口を推計しました。

具体的な方法は、以下のとおりです。

- ①各年齢におけるコーホート変化率<sup>6</sup>の平均を計算して、現在町内に居住している子どもの数の推移を推計します。
- ②出生数については、15 歳～49 歳の女性の人口を①と同じ方法により推計し、年齢別の出生率を用いて推計します。

以上の方法から推計した令和 2 年度から令和 6 年度の 0～11 歳の児童人口の推計値は以下のとおりです。

計画期間の推計児童人口

(単位：人)

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
0 歳	215	219	224	228	232
1 歳	228	239	243	249	253
2 歳	239	229	240	244	250
0～2 歳	682	687	707	721	735
3 歳	238	254	243	255	259
4 歳	263	240	256	246	257
5 歳	258	268	245	261	250
3～5 歳	759	762	744	762	766
6 歳	211	268	279	254	272
7 歳	254	212	270	279	255
8 歳	269	256	214	272	282
9 歳	224	270	257	214	273
10 歳	217	226	271	258	215
11 歳	230	221	228	275	262
合計	2,846	2,902	2,970	3,035	3,060

<sup>6</sup> ある年の 0 歳児の数と 1 年後の 1 歳児の数を比較したものです。

平成 27 年の 0 歳児：100 人、平成 28 年の 1 歳児：105 人の場合は、変化率 = 1.05 となります。

この場合に、平成 29 年の 0 歳児が 100 人であれば、平成 30 年の 1 歳児は 105 人と推計します。

アンケート調査結果から推計される家庭類型の割合は以下のとおりです。

潜在値では、タイプD（専業主婦）の割合が減少し、代わってタイプB（フルタイム×フルタイム）やタイプC（フルタイム×パートタイム）の増加がみられます。

家庭類型割合

	現在		潜在 <sup>7</sup>	
	人数	割合 (%)	人数	割合 (%)
【タイプA】 ひとり親	19	0.03	19	0.03
【タイプB】 フルタイム×フルタイム	210	0.36	227	0.39
【タイプC】 フルタイム×パートタイム (月 120 時間以上 + 下限時間～120 時間の一部)	153	0.26	181	0.31
【タイプC'】 フルタイム×パートタイム (下限時間未満 + 下限時間～120 時間の一部)	22	0.04	22	0.04
【タイプD】 専業主婦 (夫)	175	0.30	130	0.22
【タイプE】 パート×パート (双方月 120 時間以上 + 下限時間～120 時間の一部)	0	0.00	0	0.00
【タイプE'】 パート×パート (いずれかが下限時間未満 + 下限時間～120 時間の一部)	0	0.00	0	0.00
【タイプF】 無業×無業	0	0.00	0	0.00
全体	579	1.0	579	1.0

<sup>7</sup> ニーズ調査において、将来的に就労状況を転換したいという希望を加えた数値です。

(3) 教育・保育の量の見込みと確保方策

推計人口と家庭類型、利用意向率から推計した量の見込みと確保方策は以下のとおりです。

【1号認定・2号認定】

(単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1号認定(3~5歳)	153	154	150	154	155
2号認定(3~5歳) ※幼児教育希望	191	192	187	192	193
2号認定(3~5歳) ※保育希望	404	405	396	405	407
1号・2号認定の量の見込み合計	748	751	733	751	755
3~5歳推計人口	759	762	744	762	766
教育・保育事業未利用児童数	11	11	11	11	11
昭和町内利用定員	466	466	466	466	466
昭和町外広域等利用数	294	295	288	295	297
過不足	0	0	0	0	0

【量の見込みと確保量】

令和2年度以降の量の見込みについては、ほぼ横ばいの状況となっています。確保量については、令和2年度以降の各施設の利用定員の合計を受け入れ可能と考え、466人としています。

【確保方策】

昭和町在住児童の1・2号認定の児童の「量の見込み」の推計は733~755人となっていますが、この中には他市町村の教育・保育施設を利用している児童も含まれています。一方で「昭和町内利用定員」は466人ですが、この中には他市町村在住の児童も含まれています。

本町では、他市町村の教育・保育施設の広域利用を含めて対応を行い、待機児童を発生させない体制を取っています。今後も引き続き、町内各教育・保育施設の利用定員の維持に努めていきます。

【3号認定】

(単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
3号認定(0歳)	38	38	39	40	41
3号認定(1・2歳)	252	254	261	266	271
3号認定の量の見込み合計	290	292	300	306	312
0~2歳推計人口	682	687	707	721	735
教育・保育事業未利用児童数	392	395	407	415	423
昭和町内利用定員	308	308	308	308	308
昭和町外広域等利用数	42	42	43	44	45
過不足	0	0	0	0	0

**【量の見込みと確保量】**

令和2年度以降の量の見込みについては、増加傾向が続くと推計されています。

確保量については、令和2年度の各施設の利用定員の合計が今後も継続して受け入れ可能と考え、308人としています。

**【確保方策】**

昭和町在住の3号認定のお子さんの「量の見込み」の推計は290～312人となっていますが、1・2号認定と同じように、この中には他市町村の教育・保育施設を利用している児童も含まれています。一方で「昭和町内利用定員」は308人ですが、この中には他市町村在住の児童も含まれています。3号認定の教育・保育事業においても、他市町村との広域利用を含めて対応を行い、待機児童を発生させない体制を取っています。今後も引き続き、町内各教育・保育施設の利用定員の維持に努めていきます。

5 地域子ども・子育て支援事業

地域子ども・子育て支援事業一覧

地域子ども・子育て支援事業	
1	延長保育事業（時間外保育）
2	放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）
3	子育て短期支援事業（ショートステイ事業）
4	地域子育て支援拠点事業
5	一時預かり事業
6	病児・病後児保育事業
7	子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）
8	利用者支援事業
9	妊婦一般健康診査費助成事業（妊婦健康診査）
10	乳児家庭全戸訪問事業
11	養育支援訪問事業
12	実費徴収に係る補足給付を行う事業
13	多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

	妊娠出産等 （保護者）	乳児期 （概ね1歳未満）	幼児期 （概ね3歳未満）	幼児期 （概ね3歳以上）	学齢期 （小学校就学後）
在宅地域	利用者支援事業				
	養育支援訪問事業				
	妊婦一般健康診査	乳児家庭全戸訪問事業			
在宅地域 施設学校 共通	地域子育て支援拠点事業				
	ファミリー・サポート・センター事業				
施設学校	病児保育事業				
	子育て短期支援事業				
	一時預かり事業（一般型）				放課後児童健全育成事業
	延長保育		延長保育/一時預かり（幼稚園型）		
	教育・保育（3号認定）		教育・保育（2号認定）		小学校
			教育・保育（1号認定）		
			実費徴収に係る補足給付事業		

## (1) 延長保育事業

### ①事業の概要

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等において保育を実施する事業です。

### ②量の見込みと確保量

(単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	180	181	181	185	187
確保量	180	181	181	185	187

令和2年の量の見込みを、平成30、31年度の実績値の変移率を平成30年度の実績に乘以て算出し、令和3年以降は対象児童人口の変移率を考慮して算出しました。

### ③確保方策

人口推計では対象人口は増加する見込みであり、また家庭の状況等によってニーズの変動が発生しやすい事業です。現状の実施体制を維持しながら、ニーズの増加にも対応できる体制を整えるよう努めていきます。

## (2) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

### ①事業の概要

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を提供して、その健全な育成を図る事業です。

### ②量の見込みと確保量

#### 【低学年】

(単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	410	411	426	450	452
確保量	410	411	426	450	452

令和2年は実績値、令和3年以降は対象児童人口の変移率を考慮して算出しました。

#### 【高学年】

(単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	123	131	139	137	137
確保量	123	131	139	137	137

令和2年は実績値、令和3年以降は対象児童人口の変移率を考慮して算出しました。

③確保方策

女性の就業率の上昇が見込まれる中、ニーズが高まることが予想される事業です。指導員の確保に努め、利用定員の維持・拡充を図っていきます。

(3) 子育て短期支援事業（ショートステイ事業）

①事業の概要

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業（短期入所生活援助事業（ショートステイ事業））です。

②量の見込みと確保量

(単位：人日<sup>8</sup>)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	0	0	0	0	0
確保量	0	0	0	0	0

家庭の状況によって利用者数が大きく変動するため、量の見込みの推計が困難な事業です。利用実績から見込みは0と推計しています。

③確保方策

量の見込みは0となっていますが、今後ニーズが発生する可能性があります。関係機関と連携を取り、緊急のニーズに対応できる体制の確保に努めます。

(4) 地域子育て支援拠点事業

①事業の概要

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場を提供し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

②量の見込みと確保量

(単位：人日)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	5,254	5,293	5,447	5,555	5,662
確保量	5,254	5,293	5,447	5,555	5,662

令和2年の量の見込みを、平成29、30年度の実績値の変移率を平成30年度の実績に乗じて算出し、令和3年以降は対象児童人口の変移率を考慮して算出しました。対象児童人口の増加に伴い、ニーズが高まっていくと予想されます。ニーズに十分対応できる体制とするため、確保量は量の見込みと同数としています。

<sup>8</sup> 1人が1日利用した時を「1人日（にんにち）」とします。例えば1人の人が2日間利用した場合は、2人日と数えます。

## ③確保方策

新たに、町が「子育て支援センター」を整備し、乳幼児親子の交流や育児に関する情報交換ができる安心安全な居場所を提供します。センターでは、保育士や保健師を配置し、発達等が気になる親子の支援など、新たな子育て支援の充実を図ります。

## (5) 一時預かり事業

## ①事業の概要

「幼稚園における在園児を対象とした一時預かり」は、町内では幼稚園に代わって、認定こども園で教育時間終了後や夏季休業時等に子どもを預かる事業です。

「上記以外の一時的預かり」は、各家庭において、保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間の時間帯に、認定こども園・保育所（園）・その他の場所において一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

## ②量の見込みと確保量

【幼稚園における在園児を対象とした一時預かり】

(単位：人日)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	5,033	5,064	4,940	5,064	5,095
確保量	8,249	8,249	8,249	8,249	8,249

令和2年の量の見込みを、平成30年度と令和2年度の対象人口の変移率に平成30年度の実績を乗じて算出し、令和3年以降は対象児童人口の変移率を考慮して算出しました。

量の見込みの推計はやや増加する推計となっています。現状では、ニーズに応えられていることから、1号認定定員の最大値を確保量としています。

【上記以外の一時的預かり】

(単位：人日)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	1,813	1,822	1,775	1,822	1,832
確保量	1,813	1,822	1,775	1,822	1,832

量の見込みは利用実績をもとに推計しています。現状ではニーズに応えられていることから、見込み量と同数の確保量としています。

## ③確保方策

今後幼児教育へのニーズが高まっていくことが予想されます。ニーズが増加して時にも対応できる体制づくりに努めていきます。

## (6) 病児保育事業

## ①事業の概要

病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等する事業です。

②量の見込みと確保量

(単位:人日)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	1,770	1,780	1,781	1,821	1,843
確保量	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000

令和2年の量の見込みを、平成29、30年度の実績値の変移率を平成30年度の実績に乗じて算出し、令和3年以降は対象児童人口の変移率を考慮して算出しました。

算出した量の見込みは増加傾向となっています。平成30年度から県内での広域利用が可能になったため、確保量は量の見込みに対応できる数値に設定しています。

③確保方策

県内での広域利用を確保量の前提としています。利用できる施設の情報提供を行うとともに、利用者が使いやすい体制の整備とニーズへの対応を図っていきます。

(7) ファミリー・サポート・センター事業(子育て援助活動支援事業)

①事業の概要

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

②量の見込みと確保量

【低学年】

(単位:人日)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	410	411	426	450	452
確保量	410	411	426	450	452

令和2年の量の見込みを、平成29、30、31年度の平均(平成31年度の実績は、4~8月の実績を元に推計しています)から算出し、令和3年以降は対象児童人口の変移率を考慮して算出しました。

【高学年】

(単位:人日)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	102	109	115	114	114
確保量	102	109	115	114	114

令和2年の量の見込みを、平成29、30、31年度の平均(平成31年度の実績は、4~8月の実績を元に推計しています)から算出し、令和3年以降は対象児童人口の変移率を考慮して算出しました。

利用者の状況により、ニーズが大きく変動する事業です。現状ではニーズに応えられているため、量の見込みと同数を確保量としています。

③確保方策

確保量の維持のためには、提供会員の確保・拡充が重要となってきます。今後のニーズの変動にも対応できるよう、提供会員の登録数拡充に努めていきます。

## (8) 利用者支援事業

### ①事業の概要

子ども及びその保護者等の身近な場所で、教育・保育・保健その他の子育て支援の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

今後は「子育て世代包括支援センター（母子保健型）」を開所し、母子保健サービスの提供を通じて母子の健康を継続的に見守り、利用者支援事業の充実を図ります。

また、乳幼児の集いの場となる「地域子育て支援拠点事業」の相談員等との相談機能の連携強化を図り、利用者支援事業の充実を図っていきます。

### ②量の見込みと確保量

(単位：施設数)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	3	5	5	5	5
確保量	3	5	5	5	5

世帯数の増加、特に核家族やひとり親家庭が増えていることで相談量が増加し、また相談内容も多様化していることから、利用者支援事業へのニーズが高まっていくことが予想されます。

### ③確保方策

今後は、町が「子育て世代包括支援センター（母子保健型）」・「子育て支援センター」を整備し、事業を行う施設を5か所に増やします。

教育・保育事業や地域子育て支援事業等の円滑な利用環境構築に努めていきます。

## (9) 妊婦一般健康診査費助成事業（妊婦健康診査）

### ①事業の概要

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

### ②量の見込みと確保量

(単位：人回<sup>9</sup>)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	2,961	3,000	3,037	3,069	3,102
確保量	2,961	3,000	3,037	3,069	3,102

事業の利用者は年度の妊婦数によって変動があります。すべての対象者に対して実施する事業のため、量の見込みと同数を確保量としています。

<sup>9</sup> 1人が1回利用した時を「1人回（にんかい）」とします。例えば1人の人が2回利用した場合は、2人回と数えます。

③確保方策

今後も事業の維持に努め、安心・安全に出産ができるよう助成事業を継続していきます。

(10) 乳児家庭全戸訪問事業

①事業の概要

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

②量の見込みと確保量

(単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	179	183	187	190	193
確保量	179	183	187	190	193

令和2年の量の見込みを、平成27～31年度の実績（平成31年度の実績は見込み数値です。また、平成30年の数値は他の年度との乖離が大きいため除外しています）の平均から算出し、令和3年以降は対象児童人口の変移率を考慮して算出しました。

対象乳児は人口推計から増加傾向となっています。実施率は100%を基本としていますので、量の見込みと同数を確保量としています。

③確保方策

人口推計では対象人口は増加する見込みです。社会状況の変化によって、転入・転出によって乳児の増減が予想されます。現状の実施体制を維持しながら、ニーズの増加にも対応できる体制を整えるよう努めていきます。

(11) 養育支援訪問事業

①事業の概要

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

②量の見込みと確保量

(単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	2	2	2	2	2
確保量	2	2	2	2	2

対象者数は年度によって変動しますが、養育支援が必要なすべての家庭に訪問を行うことを前提とし、量の見込みと同数の確保量としています。

③確保方策

今後も適切な養育支援が行えるよう、職員体制の維持に努め、事業の100%の実施を図っていきます。

## (12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

### ①事業の概要

私学助成幼稚園へ通う児童のうち、低所得や兄弟姉妹の多い世帯に対して副食費（給食費のおかず相当分）の助成を行う事業です。

### ②量の見込みと確保量

(単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	5	5	5	5	5
確保量	5	5	5	5	5

すべての対象者に対して実施する事業のため、量の見込みと同数を確保量としています。

### ③確保方策

今後も事業の維持に努め、安心して私学助成幼稚園を利用できるように助成事業を継続していきます。

# 第7章 子育て支援のまちづくりのための取り組み

## 1 地域におけるきめ細かな子育て支援

少子化や核家族世帯の増加など、社会環境の変化に伴い、妊娠・出産・育児に関する情報を得る機会が少なくなるなど、子育て世帯への支援の必要性が高まっています。相談がしやすい体制の構築や、地域ぐるみで子育てを支えるネットワーク作りが求められています。

また、妊娠・出産から乳幼児期、学齢期を通じて、切れ目のない支援を実施していくためには、保健部門、福祉部門、教育部門が相互に情報共有しながら、連携していく必要があります。

子ども・子育て支援事業を利用したいと考えている保護者が迷うことがないように、町の各部門で制度や事業の実施状況などについて情報を共有し、密接に連携していきます。

併せて、子ども・子育てに関する統一的な取り組みを進めるために、組織改編も含めた体制の整備を検討していきます。

### (1) 妊娠、出産や在宅での子育てへの支援

施策・事業名	内容	対象
妊娠届出時の個別相談	保健師・栄養士が対応	<input checked="" type="checkbox"/> 妊産婦 <input type="checkbox"/> 乳児 <input type="checkbox"/> 3歳未満 <input type="checkbox"/> 3歳以上 <input type="checkbox"/> 学齢期 <input type="checkbox"/> 保護者等
妊娠後期の電話相談	保健師・助産師が対応	<input checked="" type="checkbox"/> 妊産婦 <input type="checkbox"/> 乳児 <input type="checkbox"/> 3歳未満 <input type="checkbox"/> 3歳以上 <input type="checkbox"/> 学齢期 <input type="checkbox"/> 保護者等
安産教室の開催	妊婦同士のつながりが持てるように開催	<input checked="" type="checkbox"/> 妊産婦 <input type="checkbox"/> 乳児 <input type="checkbox"/> 3歳未満 <input type="checkbox"/> 3歳以上 <input type="checkbox"/> 学齢期 <input type="checkbox"/> 保護者等
妊娠中からの母親へのメンタルヘルスサポート	母子手帳交付時からメンタルヘルスの状況を確認し、妊娠中からサポートを行う	<input checked="" type="checkbox"/> 妊産婦 <input type="checkbox"/> 乳児 <input type="checkbox"/> 3歳未満 <input type="checkbox"/> 3歳以上 <input type="checkbox"/> 学齢期 <input type="checkbox"/> 保護者等
訪問事業	保健師・助産師による妊産婦・乳児への訪問指導の実施	<input checked="" type="checkbox"/> 妊産婦 <input checked="" type="checkbox"/> 乳児 <input type="checkbox"/> 3歳未満 <input type="checkbox"/> 3歳以上 <input type="checkbox"/> 学齢期 <input type="checkbox"/> 保護者等
おめでとうコール実施	保健師の電話相談による出産後早期支援	<input type="checkbox"/> 妊産婦 <input checked="" type="checkbox"/> 乳児 <input type="checkbox"/> 3歳未満 <input type="checkbox"/> 3歳以上 <input type="checkbox"/> 学齢期 <input checked="" type="checkbox"/> 保護者等
保健師による相談の充実	様々な機会を通じて保健師が相談に対応	<input checked="" type="checkbox"/> 妊産婦 <input checked="" type="checkbox"/> 乳児 <input checked="" type="checkbox"/> 3歳未満 <input checked="" type="checkbox"/> 3歳以上 <input checked="" type="checkbox"/> 学齢期 <input checked="" type="checkbox"/> 保護者等
乳幼児健診未受診者への連絡	医療機関や保育所等と連携 保健師による電話連絡	<input type="checkbox"/> 妊産婦 <input checked="" type="checkbox"/> 乳児 <input checked="" type="checkbox"/> 3歳未満 <input checked="" type="checkbox"/> 3歳以上 <input type="checkbox"/> 学齢期 <input type="checkbox"/> 保護者等
乳幼児の児童館利用	町内児童館（午前中）・センター（終日）で利用が可能	<input type="checkbox"/> 妊産婦 <input checked="" type="checkbox"/> 乳児 <input checked="" type="checkbox"/> 3歳未満 <input checked="" type="checkbox"/> 3歳以上 <input type="checkbox"/> 学齢期 <input checked="" type="checkbox"/> 保護者等
祖父母の育児教室（おまご教室）の開催	祖父母を対象とした子育て教室	<input type="checkbox"/> 妊産婦 <input type="checkbox"/> 乳児 <input type="checkbox"/> 3歳未満 <input type="checkbox"/> 3歳以上 <input type="checkbox"/> 学齢期 <input checked="" type="checkbox"/> 保護者等
育メンの支援	父親のニーズ調査や、パパママ学級（両親学級）など	<input type="checkbox"/> 妊産婦 <input type="checkbox"/> 乳児 <input type="checkbox"/> 3歳未満 <input type="checkbox"/> 3歳以上 <input type="checkbox"/> 学齢期 <input checked="" type="checkbox"/> 保護者等
乳幼児期のすくすく栄養相談の実施	乳幼児対象の栄養に関する個別指導や離乳食試食会の開催等	<input type="checkbox"/> 妊産婦 <input checked="" type="checkbox"/> 乳児 <input checked="" type="checkbox"/> 3歳未満 <input checked="" type="checkbox"/> 3歳以上 <input type="checkbox"/> 学齢期 <input checked="" type="checkbox"/> 保護者等

## (2) 子育てのネットワークづくり

施策・事業名	内容	対象
両親・育児学級の開催	出産育児についての知識、技術を学ぶだけでなく仲間づくりの場を提供	<input checked="" type="checkbox"/> 妊産婦 <input checked="" type="checkbox"/> 乳児 <input type="checkbox"/> 3歳未満 <input type="checkbox"/> 3歳以上 <input type="checkbox"/> 学齢期 <input type="checkbox"/> 保護者等
子育てサークルへの町の施設利用料の助成及び人材派遣の実施	いきいき講座により自主サークルを育成し、活動場所として公民館等を無料で提供	<input type="checkbox"/> 妊産婦 <input checked="" type="checkbox"/> 乳児 <input checked="" type="checkbox"/> 3歳未満 <input type="checkbox"/> 3歳以上 <input type="checkbox"/> 学齢期 <input checked="" type="checkbox"/> 保護者等
ひばり子ども会や子育てボランティアの会の自主的活動の支援	児童館を通じての子どもたちが健やかに育つような子育ての援助	<input type="checkbox"/> 妊産婦 <input type="checkbox"/> 乳児 <input type="checkbox"/> 3歳未満 <input type="checkbox"/> 3歳以上 <input type="checkbox"/> 学齢期 <input checked="" type="checkbox"/> 保護者等
愛育会による地域での声かけ・見守り	育児学級・乳児健診への協力など	<input checked="" type="checkbox"/> 妊産婦 <input checked="" type="checkbox"/> 乳児 <input checked="" type="checkbox"/> 3歳未満 <input checked="" type="checkbox"/> 3歳以上 <input checked="" type="checkbox"/> 学齢期 <input checked="" type="checkbox"/> 保護者等
こんにちは赤ちゃん訪問事業	愛育会班員が、出産家庭を訪問し、地域で見守っている人の存在を知ってもらう	<input type="checkbox"/> 妊産婦 <input checked="" type="checkbox"/> 乳児 <input type="checkbox"/> 3歳未満 <input type="checkbox"/> 3歳以上 <input type="checkbox"/> 学齢期 <input checked="" type="checkbox"/> 保護者等
子育てサポーター養成講座の開催	地域の中で子どもを見守り育てる意識を育成し、修了後はファミリーサポーターとして活動	<input type="checkbox"/> 妊産婦 <input type="checkbox"/> 乳児 <input type="checkbox"/> 3歳未満 <input type="checkbox"/> 3歳以上 <input type="checkbox"/> 学齢期 <input checked="" type="checkbox"/> 保護者等

## (3) 施設を活用した地域活動の活性化

施策・事業名	内容	対象
児童館事業への保護者や地域住民の参画の推進	地域住民同士の交流を図り、地域づくりを推進、子育てボランティアの会やひばり子ども会が協力	<input type="checkbox"/> 妊産婦 <input type="checkbox"/> 乳児 <input type="checkbox"/> 3歳未満 <input type="checkbox"/> 3歳以上 <input type="checkbox"/> 学齢期 <input checked="" type="checkbox"/> 保護者等
町内各児童館や保育所での中高生の保育・遊びボランティア活動の実施	児童館行事に協力し、異年齢児と関わり、思いやり等を学ぶ	<input type="checkbox"/> 妊産婦 <input type="checkbox"/> 乳児 <input type="checkbox"/> 3歳未満 <input type="checkbox"/> 3歳以上 <input checked="" type="checkbox"/> 学齢期 <input type="checkbox"/> 保護者等
図書館での「おはなし会」の開催	対象年齢ごとに3つのおはなし会を毎月各1回ずつ開催	<input type="checkbox"/> 妊産婦 <input checked="" type="checkbox"/> 乳児 <input checked="" type="checkbox"/> 3歳未満 <input checked="" type="checkbox"/> 3歳以上 <input checked="" type="checkbox"/> 学齢期 <input type="checkbox"/> 保護者等
絵本の読み聞かせ事業	各児童館・センターで乳幼児・学齢児対象に月数回実施	<input type="checkbox"/> 妊産婦 <input checked="" type="checkbox"/> 乳児 <input checked="" type="checkbox"/> 3歳未満 <input checked="" type="checkbox"/> 3歳以上 <input checked="" type="checkbox"/> 学齢期 <input checked="" type="checkbox"/> 保護者等

(4) 情報提供の充実

施策・事業名	内容	対象
子育て支援に関する総合情報ホームページによる情報提供	しょうわ子育てねっと等で、各種健診や、保育所や児童館の情報、各種イベントの案内等を提供	<input checked="" type="checkbox"/> 妊産婦 <input checked="" type="checkbox"/> 乳児 <input checked="" type="checkbox"/> 3歳未満 <input checked="" type="checkbox"/> 3歳以上 <input checked="" type="checkbox"/> 学齢期 <input checked="" type="checkbox"/> 保護者等
周産期の喫煙・飲酒リスクについての広報・啓発	母子手帳交付時、安産学級、パパママ学級時の個別相談やポスター、パンフレットでの啓発	<input checked="" type="checkbox"/> 妊産婦 <input type="checkbox"/> 乳児 <input type="checkbox"/> 3歳未満 <input type="checkbox"/> 3歳以上 <input type="checkbox"/> 学齢期 <input type="checkbox"/> 保護者等
乳児健診の受診勧奨	育児学級、町集団健診時の説明周知	<input type="checkbox"/> 妊産婦 <input checked="" type="checkbox"/> 乳児 <input type="checkbox"/> 3歳未満 <input type="checkbox"/> 3歳以上 <input type="checkbox"/> 学齢期 <input checked="" type="checkbox"/> 保護者等
受動喫煙についての広報・啓発	ポスターやパンフレット、母子手帳交付時、安産学級、パパママ学級、乳幼児健診時での啓発	<input checked="" type="checkbox"/> 妊産婦 <input checked="" type="checkbox"/> 乳児 <input type="checkbox"/> 3歳未満 <input type="checkbox"/> 3歳以上 <input type="checkbox"/> 学齢期 <input type="checkbox"/> 保護者等
相談事業・相談窓口の広報周知	広報、ホームページ、個別通知にて周知	<input checked="" type="checkbox"/> 妊産婦 <input checked="" type="checkbox"/> 乳児 <input checked="" type="checkbox"/> 3歳未満 <input checked="" type="checkbox"/> 3歳以上 <input checked="" type="checkbox"/> 学齢期 <input checked="" type="checkbox"/> 保護者等
事故予防の啓発	乳幼児健診時の個別対応やポスター、パンフレットでの周知	<input type="checkbox"/> 妊産婦 <input checked="" type="checkbox"/> 乳児 <input checked="" type="checkbox"/> 3歳未満 <input type="checkbox"/> 3歳以上 <input type="checkbox"/> 学齢期 <input checked="" type="checkbox"/> 保護者等
予防接種の必要性、重要性についての情報提供	育児学級での説明会・随時の相談	<input type="checkbox"/> 妊産婦 <input checked="" type="checkbox"/> 乳児 <input type="checkbox"/> 3歳未満 <input type="checkbox"/> 3歳以上 <input type="checkbox"/> 学齢期 <input checked="" type="checkbox"/> 保護者等



## 2 支援を必要とする子どもたちへの支援

児童に対する虐待件数は近年増加しており、児童虐待については、未然防止、早期発見、早期対応に取り組むとともに、虐待を受けた子どもに対しては、関係機関が連携して対応する必要があります。

また、外国人受け入れを拡大する国の方針に伴って、教育・保育施設に通う外国人児童が増加することが予想されます。外国人の子どもは、文化や言葉の違いなどで意思疎通が難しかったり、集団生活になじみにくい等の状況が生まれやすくなっています。そのため、外国語での情報提供を行ったり、相談窓口の案内等を行うなど、生活や子育ての支援を行っていきます。

障害がある児童に対しては、障害の早期発見と治療が行えるように、保健、福祉、教育、医療等で連携して、健診・指導・相談の充実を図ります。また、必要な場合には、山梨県などで実施している広域的、専門的な支援を受けることができるように連携を図っていきます。

### (1) 児童虐待防止対策の充実

施策・事業名	内容	対象
ハイリスクの家庭の早期発見と相談支援体制の強化	福祉課・いきいき健康課・学校教育課で連携	<input type="checkbox"/> 妊産婦 ■乳児 <input checked="" type="checkbox"/> 3歳未満 ■3歳以上 <input checked="" type="checkbox"/> 学齢期 ■保護者等
児童虐待防止ネットワークの充実	住民の主体的な活動による地域づくりの推進	<input type="checkbox"/> 妊産婦 ■乳児 <input checked="" type="checkbox"/> 3歳未満 ■3歳以上 <input checked="" type="checkbox"/> 学齢期 <input type="checkbox"/> 保護者等
関係機関等のネットワークの充実	地域・学校・役場・教育委員会・児童相談所間のネットワークの充実	<input type="checkbox"/> 妊産婦 <input type="checkbox"/> 乳児 <input checked="" type="checkbox"/> 3歳未満 ■3歳以上 <input checked="" type="checkbox"/> 学齢期 ■保護者等

### (2) ひとり親家庭の支援

施策・事業名	内容	対象
ひとり親家庭に対する相談体制の充実	山梨県及び就業・自立センターとの連携	<input type="checkbox"/> 妊産婦 <input type="checkbox"/> 乳児 <input type="checkbox"/> 3歳未満 <input type="checkbox"/> 3歳以上 <input type="checkbox"/> 学齢期 ■保護者等
ひとり親家庭への支援等の実施	一日行楽や父子家庭食事サービスや入進学祝金等の事業を実施	<input type="checkbox"/> 妊産婦 <input type="checkbox"/> 乳児 <input checked="" type="checkbox"/> 3歳未満 ■3歳以上 <input checked="" type="checkbox"/> 学齢期 ■保護者等
ひとり親家庭に関する施策・取組の情報提供	対象者への通知や広報により情報提供	<input type="checkbox"/> 妊産婦 <input type="checkbox"/> 乳児 <input checked="" type="checkbox"/> 3歳未満 ■3歳以上 <input checked="" type="checkbox"/> 学齢期 ■保護者等
母子寡婦福祉会の情報提供	母子寡婦福祉会から情報を提供	<input type="checkbox"/> 妊産婦 <input type="checkbox"/> 乳児 <input type="checkbox"/> 3歳未満 <input type="checkbox"/> 3歳以上 <input type="checkbox"/> 学齢期 ■保護者等
ひとり親家庭医療費の助成 (窓口無料)	ひとり親家庭の親と児童等が病気やけがなどで通院・入院した医療費の助成	<input type="checkbox"/> 妊産婦 <input type="checkbox"/> 乳児 <input checked="" type="checkbox"/> 3歳未満 ■3歳以上 <input checked="" type="checkbox"/> 学齢期 ■保護者等

(3) 外国人の子どもの支援

施策・事業名	内容	対象
相談事業・相談窓口の広報周知	各事業の中で、親の不安を受け入れ、専門的な相談窓口などの必要な情報を提供	<input checked="" type="checkbox"/> 妊産婦 <input type="checkbox"/> 乳児 <input type="checkbox"/> 3歳未満 <input type="checkbox"/> 3歳以上 <input type="checkbox"/> 学齢期 <input checked="" type="checkbox"/> 保護者等
外国人への通知方法や情報提供の工夫	乳幼児健診の通知を4カ国語で対応し、通訳を配置、母子手帳は7カ国語に対応	<input checked="" type="checkbox"/> 妊産婦 <input checked="" type="checkbox"/> 乳児 <input checked="" type="checkbox"/> 3歳未満 <input checked="" type="checkbox"/> 3歳以上 <input checked="" type="checkbox"/> 学齢期 <input checked="" type="checkbox"/> 保護者等
外国人の児童生徒への日本語教育の充実	町費による日本語指導員の配置	<input type="checkbox"/> 妊産婦 <input type="checkbox"/> 乳児 <input type="checkbox"/> 3歳未満 <input type="checkbox"/> 3歳以上 <input checked="" type="checkbox"/> 学齢期 <input checked="" type="checkbox"/> 保護者等

(4) 障害がある子どもの支援

施策・事業名	内容	対象
町単独での専門的な発達支援相談の実施	発達障害支援コーディネーターによる、個々の発達障害の状態に応じた個別の支援を実施	<input type="checkbox"/> 妊産婦 <input checked="" type="checkbox"/> 乳児 <input checked="" type="checkbox"/> 3歳未満 <input checked="" type="checkbox"/> 3歳以上 <input checked="" type="checkbox"/> 学齢期 <input checked="" type="checkbox"/> 保護者等
在宅サービスの充実	児童居宅生活支援・障害児放課後預かり事業の実施・移動支援事業（車両利用型）の実施	<input type="checkbox"/> 妊産婦 <input type="checkbox"/> 乳児 <input checked="" type="checkbox"/> 3歳未満 <input checked="" type="checkbox"/> 3歳以上 <input checked="" type="checkbox"/> 学齢期 <input checked="" type="checkbox"/> 保護者等
日中一時支援事業の実施	障害者等を日常的に介護している家族の一時的な休息の確保	<input type="checkbox"/> 妊産婦 <input type="checkbox"/> 乳児 <input checked="" type="checkbox"/> 3歳未満 <input checked="" type="checkbox"/> 3歳以上 <input checked="" type="checkbox"/> 学齢期 <input checked="" type="checkbox"/> 保護者等
親への支援強化	障害の予測されるケースや既に障害を有している児童をもつ親への支援の強化	<input type="checkbox"/> 妊産婦 <input checked="" type="checkbox"/> 乳児 <input checked="" type="checkbox"/> 3歳未満 <input checked="" type="checkbox"/> 3歳以上 <input checked="" type="checkbox"/> 学齢期 <input checked="" type="checkbox"/> 保護者等
地域全体での取組の推進	障害の原因となりやすい事故防止などに対する地域全体での取り組みの推進	<input checked="" type="checkbox"/> 妊産婦 <input checked="" type="checkbox"/> 乳児 <input checked="" type="checkbox"/> 3歳未満 <input checked="" type="checkbox"/> 3歳以上 <input checked="" type="checkbox"/> 学齢期 <input checked="" type="checkbox"/> 保護者等
インクルーシブ教育の理念に基づく就学支援の推進	保健師、教育指導監、学校教育係、児童家庭係、障害福祉係、各校特別支援コーディネーターの連携	<input type="checkbox"/> 妊産婦 <input type="checkbox"/> 乳児 <input type="checkbox"/> 3歳未満 <input type="checkbox"/> 3歳以上 <input checked="" type="checkbox"/> 学齢期 <input checked="" type="checkbox"/> 保護者等
きめ細やかな教育の充実	町費による教育指導員の配置	<input type="checkbox"/> 妊産婦 <input type="checkbox"/> 乳児 <input type="checkbox"/> 3歳未満 <input type="checkbox"/> 3歳以上 <input checked="" type="checkbox"/> 学齢期 <input type="checkbox"/> 保護者等

### 3 教育環境の充実

保護者の就労状況からは保育の必要性が高いと認定されている児童においても、少子化等の影響も背景に、保育時間を確保しながら、幼児教育を受けさせたいという要望が高まってきています。従来の保育所（園）から幼保連携型のこども園への移行を推進するなど、幼児教育への要望に応えられる体制作りを行うとともに、幼稚園においても、保育所（園）からの一時預かり事業を拡充するなど対応を図っています。

町では、幼児教育を行える保育士の確保に努めるとともに、子育て家庭に対する相談や支援を適切に行えるよう努めていきます。

次代の担い手となる子どもが個性豊かに生きる力を伸ばしていくことができるように、子ども一人ひとりに応じたきめ細かな指導や地域人材等の活用も行いながら、基礎的・基本的な知識・技能の習得や思考力・判断力・表現力の育成などに取り組んでいきます。

また、そのためには教育を学校だけのものと考えのではなく、家庭や地域がそれぞれの役割を果たしながら、連携して、地域全体の教育力が向上するような取り組みも進めていきます。

子どもは次の世代の親になります。長期的な視点に立って、思春期の様々な心や体の問題に対応していくとともに、子どもを産み育てることの意義や命の大切さについて、実際に乳幼児とのふれあいなどを通じて理解する機会を作っていきます。

#### （1）学校教育環境の整備

施策・事業名	内容	対象
授業の実施体制の充実	はぐみプラン、校内チームティーチング体制での授業実施	<input type="checkbox"/> 妊産婦 <input type="checkbox"/> 乳児 <input type="checkbox"/> 3歳未満 <input type="checkbox"/> 3歳以上 ■学齢期 <input type="checkbox"/> 保護者等
カウンセラーの配置、教育指導監等の配置	青少年カウンセラー・学校カウンセラーの配置、教育指導監等の配置	<input type="checkbox"/> 妊産婦 <input type="checkbox"/> 乳児 <input type="checkbox"/> 3歳未満 <input type="checkbox"/> 3歳以上 ■学齢期 ■保護者等
保健室職員の拡充	町単独による養護教諭補助職員の配置	<input type="checkbox"/> 妊産婦 <input type="checkbox"/> 乳児 <input type="checkbox"/> 3歳未満 <input type="checkbox"/> 3歳以上 ■学齢期 <input type="checkbox"/> 保護者等
学習ボランティアなどの活用	地域人材、大学生などによる学習ボランティア、特別非常勤講師の招請	<input type="checkbox"/> 妊産婦 <input type="checkbox"/> 乳児 <input type="checkbox"/> 3歳未満 <input type="checkbox"/> 3歳以上 ■学齢期 <input type="checkbox"/> 保護者等
情報教育の推進	学校のICT環境・ICT教育利用の充実やプログラミング教育の推進	<input type="checkbox"/> 妊産婦 <input type="checkbox"/> 乳児 <input type="checkbox"/> 3歳未満 <input type="checkbox"/> 3歳以上 ■学齢期 <input type="checkbox"/> 保護者等
英語教育の推進	町費によるALTの配置	<input type="checkbox"/> 妊産婦 <input type="checkbox"/> 乳児 <input type="checkbox"/> 3歳未満 <input type="checkbox"/> 3歳以上 ■学齢期 <input type="checkbox"/> 保護者等
学校における防犯・防災対策	主体的に行動する児童の育成、実践的な防災教育の推進	<input type="checkbox"/> 妊産婦 <input type="checkbox"/> 乳児 <input type="checkbox"/> 3歳未満 <input type="checkbox"/> 3歳以上 ■学齢期 <input type="checkbox"/> 保護者等
子どもの安全対策推進	学校における学校安全計画、危機管理マニュアルの改善	<input type="checkbox"/> 妊産婦 <input type="checkbox"/> 乳児 <input type="checkbox"/> 3歳未満 <input type="checkbox"/> 3歳以上 ■学齢期 <input type="checkbox"/> 保護者等
地域と一体化した話し合いの推進	学校・保護者・地域の関係者が集う懇談会等の実施	<input type="checkbox"/> 妊産婦 <input type="checkbox"/> 乳児 <input type="checkbox"/> 3歳未満 <input type="checkbox"/> 3歳以上 ■学齢期 ■保護者等

きめ細やかな教育の充実	町費による教員や教育指導員の配置	<input type="checkbox"/> 妊産婦 <input type="checkbox"/> 乳児 <input type="checkbox"/> 3歳未満 <input type="checkbox"/> 3歳以上 <input checked="" type="checkbox"/> 学齢期 <input type="checkbox"/> 保護者等
就学援助制度の実施	生活困窮家庭等へ学用品費・給食費等を支給	<input type="checkbox"/> 妊産婦 <input type="checkbox"/> 乳児 <input type="checkbox"/> 3歳未満 <input type="checkbox"/> 3歳以上 <input checked="" type="checkbox"/> 学齢期 <input checked="" type="checkbox"/> 保護者等
コミュニティ・スクールの推進	地域とともにある学校づくり、社会に開かれた教育課程	<input type="checkbox"/> 妊産婦 <input type="checkbox"/> 乳児 <input type="checkbox"/> 3歳未満 <input type="checkbox"/> 3歳以上 <input checked="" type="checkbox"/> 学齢期 <input checked="" type="checkbox"/> 保護者等
不登校児童の居場所づくり	適応指導教室「にじいろ」を昭和町と中央市による共同設置	<input type="checkbox"/> 妊産婦 <input type="checkbox"/> 乳児 <input type="checkbox"/> 3歳未満 <input type="checkbox"/> 3歳以上 <input checked="" type="checkbox"/> 学齢期 <input checked="" type="checkbox"/> 保護者等

(2) 家庭や地域の教育力の向上

施策・事業名	内容	対象
子どもの居場所づくり教室	週末の子どもたちの居場所づくりのため、各種団体と協力して「子ども教室」を開催	<input type="checkbox"/> 妊産婦 <input type="checkbox"/> 乳児 <input type="checkbox"/> 3歳未満 <input type="checkbox"/> 3歳以上 <input checked="" type="checkbox"/> 学齢期 <input type="checkbox"/> 保護者等
子育て支援活動を行っている団体の支援	各団体の存在や活動の周知および、協力して事業が実施できるための支援	<input checked="" type="checkbox"/> 妊産婦 <input checked="" type="checkbox"/> 乳児 <input checked="" type="checkbox"/> 3歳未満 <input checked="" type="checkbox"/> 3歳以上 <input checked="" type="checkbox"/> 学齢期 <input checked="" type="checkbox"/> 保護者等
地域における体制づくり	公会堂や公園、公共施設を利用した子育て支援の場の確保など	<input checked="" type="checkbox"/> 妊産婦 <input checked="" type="checkbox"/> 乳児 <input checked="" type="checkbox"/> 3歳未満 <input checked="" type="checkbox"/> 3歳以上 <input checked="" type="checkbox"/> 学齢期 <input checked="" type="checkbox"/> 保護者等
子育てに関する教室・講座の実施	妊婦時から学齢期まで発達段階に応じた様々な教室・講座を開催	<input checked="" type="checkbox"/> 妊産婦 <input checked="" type="checkbox"/> 乳児 <input checked="" type="checkbox"/> 3歳未満 <input checked="" type="checkbox"/> 3歳以上 <input checked="" type="checkbox"/> 学齢期 <input checked="" type="checkbox"/> 保護者等
地域学校協働本部の推進	学校を核とした地域づくり、子どもも大人も学び合う教育体制づくり	<input type="checkbox"/> 妊産婦 <input type="checkbox"/> 乳児 <input type="checkbox"/> 3歳未満 <input type="checkbox"/> 3歳以上 <input checked="" type="checkbox"/> 学齢期 <input checked="" type="checkbox"/> 保護者等
公営塾の開催	教員 OB や大学生、地域ボランティア等が、小学生を対象として行う基礎学力向上を目指した補修的な学習会	<input type="checkbox"/> 妊産婦 <input type="checkbox"/> 乳児 <input type="checkbox"/> 3歳未満 <input type="checkbox"/> 3歳以上 <input checked="" type="checkbox"/> 学齢期 <input type="checkbox"/> 保護者等

(3) 思春期対策の充実

施策・事業名	内容	対象
思春期赤ちゃん抱っこ体験学習	中学校と連携し、中学校1年生全員に赤ちゃんの抱っこ体験を実施、命の大切さ、生活習慣の見直しなどの健康教育も実施	<input type="checkbox"/> 妊産婦 <input type="checkbox"/> 乳児 <input type="checkbox"/> 3歳未満 <input type="checkbox"/> 3歳以上 <input checked="" type="checkbox"/> 学齢期 <input type="checkbox"/> 保護者等
自己肯定感の持てる子育ての推進	妊娠中から幼児期における健診等で基本的信頼感と自己肯定感について説明	<input checked="" type="checkbox"/> 妊産婦 <input checked="" type="checkbox"/> 乳児 <input checked="" type="checkbox"/> 3歳未満 <input checked="" type="checkbox"/> 3歳以上 <input checked="" type="checkbox"/> 学齢期 <input checked="" type="checkbox"/> 保護者等
関係機関の連携	保健師や青少年カウンセラー・学校カウンセラー、教育指導監等、学校教育係、児童家庭係、障害福祉係、養護教諭の連携	<input type="checkbox"/> 妊産婦 <input type="checkbox"/> 乳児 <input type="checkbox"/> 3歳未満 <input type="checkbox"/> 3歳以上 <input checked="" type="checkbox"/> 学齢期 <input checked="" type="checkbox"/> 保護者等
思春期におけるこころの問題啓発活動	広報等により周知、啓発	<input type="checkbox"/> 妊産婦 <input type="checkbox"/> 乳児 <input type="checkbox"/> 3歳未満 <input type="checkbox"/> 3歳以上 <input checked="" type="checkbox"/> 学齢期 <input checked="" type="checkbox"/> 保護者等

## (4) 次代の親の育成

施策・事業名	内容	対象
体験学習の実施	命の学習や赤ちゃん抱っこ体験を通し将来親になることに肯定感が持てる生徒の育成	<input type="checkbox"/> 妊産婦 <input type="checkbox"/> 乳児 <input type="checkbox"/> 3歳未満 <input type="checkbox"/> 3歳以上 <input checked="" type="checkbox"/> 学齢期 <input type="checkbox"/> 保護者等
中高生等が低年齢児とふれあう機会の提供	児童センターで中高生の受け入れを行い、低年齢児とのふれあいを促進	<input type="checkbox"/> 妊産婦 <input type="checkbox"/> 乳児 <input type="checkbox"/> 3歳未満 <input type="checkbox"/> 3歳以上 <input checked="" type="checkbox"/> 学齢期 <input type="checkbox"/> 保護者等
地域に根差したふれあい体験事業の実施	ふるさとふれあいまつり等へのボランティア受け入れや積極参加	<input type="checkbox"/> 妊産婦 <input type="checkbox"/> 乳児 <input type="checkbox"/> 3歳未満 <input type="checkbox"/> 3歳以上 <input checked="" type="checkbox"/> 学齢期 <input type="checkbox"/> 保護者等
思春期赤ちゃんだっこ体験を通して次代の親の育成に関する教育・広報活動	広報等により周知、啓発	<input type="checkbox"/> 妊産婦 <input type="checkbox"/> 乳児 <input type="checkbox"/> 3歳未満 <input type="checkbox"/> 3歳以上 <input checked="" type="checkbox"/> 学齢期 <input checked="" type="checkbox"/> 保護者等



## 4 安心して子育てができる環境づくり

安心して子育てができる環境は、「子育て支援のまち」を実現していくための基礎となります。そのためには、子どもや親の心身の健康の不安や、日々の暮らしの中で感じている不安を取り除き、生活環境の安全性を確保していく必要があります。

健康面については、子ども・子育て支援事業で取り組む健診の実施に加えて、予防接種や医療費の助成など医療面での支援を行っていきます。また、乳幼児期は、成人してからの健康を左右する大事な時期です。食育などの推進とともに、健康的な生活習慣を作るための情報提供や教育機会の提供を行っていきます。

日常生活を安心・安全に送るためには、地域住民や地域の組織、関係機関などと協力しながら、防犯活動の推進などの体制整備を進める必要があります。また、遊具や歩道など、子どもが利用する設備などが安全に利用できるように整備を進めていきます。

### (1) 子どもや親の心身の健康の確保

施策・事業名	内容	対象
乳幼児健診の実施	乳児期（4回）や幼児期（2回）の健診の実施。10か月健診時歯科集団指導の実施	<input type="checkbox"/> 妊産婦 <input checked="" type="checkbox"/> 乳児 <input checked="" type="checkbox"/> 3歳未満 <input checked="" type="checkbox"/> 3歳以上 <input type="checkbox"/> 学齢期 <input checked="" type="checkbox"/> 保護者等
2歳児歯科検診の実施	2歳児歯科検診・フッ素塗布の実施	<input type="checkbox"/> 妊産婦 <input type="checkbox"/> 乳児 <input checked="" type="checkbox"/> 3歳未満 <input type="checkbox"/> 3歳以上 <input type="checkbox"/> 学齢期 <input type="checkbox"/> 保護者等
「早寝・早起き・朝ごはん」運動の推進	幼児健診時の集団教育と食生活改善推進委員会での各地区伝達	<input type="checkbox"/> 妊産婦 <input type="checkbox"/> 乳児 <input checked="" type="checkbox"/> 3歳未満 <input checked="" type="checkbox"/> 3歳以上 <input checked="" type="checkbox"/> 学齢期 <input checked="" type="checkbox"/> 保護者等
予防接種の必要性、重要性についての情報提供	育児学級、町集団健診、勧奨通知、電話にて情報提供	<input type="checkbox"/> 妊産婦 <input checked="" type="checkbox"/> 乳児 <input checked="" type="checkbox"/> 3歳未満 <input checked="" type="checkbox"/> 3歳以上 <input type="checkbox"/> 学齢期 <input checked="" type="checkbox"/> 保護者等
子育て支援医療費の支給	15歳まで保険診療の範囲内でかかった医療費の自己負担分を助成	<input type="checkbox"/> 妊産婦 <input checked="" type="checkbox"/> 乳児 <input checked="" type="checkbox"/> 3歳未満 <input checked="" type="checkbox"/> 3歳以上 <input checked="" type="checkbox"/> 学齢期 <input type="checkbox"/> 保護者等
親や子どもへの健康教育の実施	母子保健、成人保健事業全般を通じて実施	<input checked="" type="checkbox"/> 妊産婦 <input checked="" type="checkbox"/> 乳児 <input checked="" type="checkbox"/> 3歳未満 <input checked="" type="checkbox"/> 3歳以上 <input checked="" type="checkbox"/> 学齢期 <input checked="" type="checkbox"/> 保護者等
妊産婦健康診査の助成	妊婦健診14回分・産婦健診2回分の助成	<input checked="" type="checkbox"/> 妊産婦 <input type="checkbox"/> 乳児 <input type="checkbox"/> 3歳未満 <input type="checkbox"/> 3歳以上 <input type="checkbox"/> 学齢期 <input type="checkbox"/> 保護者等
新生児聴覚検査の助成	出生して入院している医療機関の退院日までの間の聴覚検査受診の助成	<input checked="" type="checkbox"/> 妊産婦 <input checked="" type="checkbox"/> 乳児 <input type="checkbox"/> 3歳未満 <input type="checkbox"/> 3歳以上 <input type="checkbox"/> 学齢期 <input type="checkbox"/> 保護者等
産後ケア	産後4か月までの育児不安等がある母親への支援（宿泊費の助成）	<input checked="" type="checkbox"/> 妊産婦 <input type="checkbox"/> 乳児 <input type="checkbox"/> 3歳未満 <input type="checkbox"/> 3歳以上 <input type="checkbox"/> 学齢期 <input type="checkbox"/> 保護者等
心身とも健康に生活できる地域づくりの推進	母子保健、成人保健事業、愛育会活動、食生活改善推進員活動全般を通じて実施	<input checked="" type="checkbox"/> 妊産婦 <input checked="" type="checkbox"/> 乳児 <input checked="" type="checkbox"/> 3歳未満 <input checked="" type="checkbox"/> 3歳以上 <input checked="" type="checkbox"/> 学齢期 <input checked="" type="checkbox"/> 保護者等
受動喫煙についての広報・啓発	ポスターやパンフレットでの啓発、母子手帳交付時、安産学級、パパママ学級、乳幼児健診時の啓発	<input checked="" type="checkbox"/> 妊産婦 <input checked="" type="checkbox"/> 乳児 <input type="checkbox"/> 3歳未満 <input type="checkbox"/> 3歳以上 <input type="checkbox"/> 学齢期 <input type="checkbox"/> 保護者等

## (2) 安心できるまちづくり

施策・事業名	内容	対象
乳幼児チャイルドシートの着用促進及び貸与	母子手帳交付時に周知し、乳児の満1歳の誕生日の前日までを限度に無料で貸与	<input checked="" type="checkbox"/> 妊産婦 <input checked="" type="checkbox"/> 乳児 <input type="checkbox"/> 3歳未満 <input type="checkbox"/> 3歳以上 <input type="checkbox"/> 学齢期 <input type="checkbox"/> 保護者等
安心・安全まちづくり事業の実施	「昭和町防犯・防災アドバイザー」（警察OB）による下校時の防犯パトロールの実施など	<input checked="" type="checkbox"/> 妊産婦 <input checked="" type="checkbox"/> 乳児 <input checked="" type="checkbox"/> 3歳未満 <input checked="" type="checkbox"/> 3歳以上 <input checked="" type="checkbox"/> 学齢期 <input checked="" type="checkbox"/> 保護者等
警察・交番などによる組回覧等	毎月、交番広報の組回覧を行い、住民への防犯についての周知徹底	<input checked="" type="checkbox"/> 妊産婦 <input checked="" type="checkbox"/> 乳児 <input checked="" type="checkbox"/> 3歳未満 <input checked="" type="checkbox"/> 3歳以上 <input checked="" type="checkbox"/> 学齢期 <input checked="" type="checkbox"/> 保護者等
「声かけ運動」の展開	青少年育成町民会議が提唱した「声かけ運動」を全町的に展開	<input type="checkbox"/> 妊産婦 <input type="checkbox"/> 乳児 <input type="checkbox"/> 3歳未満 <input checked="" type="checkbox"/> 3歳以上 <input checked="" type="checkbox"/> 学齢期 <input checked="" type="checkbox"/> 保護者等
「子ども110番の家」の推進	青少年育成町民会議で推進している「子ども110番の家」の継続、推進	<input type="checkbox"/> 妊産婦 <input type="checkbox"/> 乳児 <input type="checkbox"/> 3歳未満 <input checked="" type="checkbox"/> 3歳以上 <input checked="" type="checkbox"/> 学齢期 <input checked="" type="checkbox"/> 保護者等
パトロール活動の実施	学校付近や通学路等における学校関係者やボランティアと連携したパトロール活動を実施	<input type="checkbox"/> 妊産婦 <input type="checkbox"/> 乳児 <input type="checkbox"/> 3歳未満 <input type="checkbox"/> 3歳以上 <input checked="" type="checkbox"/> 学齢期 <input type="checkbox"/> 保護者等
PTAと連携した防犯情報の収集	防犯に関するPTAからの指摘箇所の改善を図る	<input type="checkbox"/> 妊産婦 <input type="checkbox"/> 乳児 <input type="checkbox"/> 3歳未満 <input type="checkbox"/> 3歳以上 <input checked="" type="checkbox"/> 学齢期 <input type="checkbox"/> 保護者等
学校や通学路、公園などへの防犯カメラ等の整備・充実	犯罪・事故等の防止及び確認等を目的として、防犯カメラを設置	<input checked="" type="checkbox"/> 妊産婦 <input checked="" type="checkbox"/> 乳児 <input checked="" type="checkbox"/> 3歳未満 <input checked="" type="checkbox"/> 3歳以上 <input checked="" type="checkbox"/> 学齢期 <input checked="" type="checkbox"/> 保護者等
子どもの安全対策推進	学校における学校安全計画、危機管理マニュアルの改善	<input type="checkbox"/> 妊産婦 <input type="checkbox"/> 乳児 <input type="checkbox"/> 3歳未満 <input type="checkbox"/> 3歳以上 <input checked="" type="checkbox"/> 学齢期 <input type="checkbox"/> 保護者等
防犯情報の迅速な周知	不審者情報等を町内各校保護者一斉メール、町のホームページなどを通じて迅速に周知	<input type="checkbox"/> 妊産婦 <input type="checkbox"/> 乳児 <input type="checkbox"/> 3歳未満 <input type="checkbox"/> 3歳以上 <input checked="" type="checkbox"/> 学齢期 <input checked="" type="checkbox"/> 保護者等

## (3) 安全な環境の整備

施策・事業名	内容	対象
学校及び公園遊具等の計画的な修繕	遊具点検業務を年1回行い、緊急度に応じて修繕等を実施	<input type="checkbox"/> 妊産婦 <input type="checkbox"/> 乳児 <input checked="" type="checkbox"/> 3歳未満 <input checked="" type="checkbox"/> 3歳以上 <input checked="" type="checkbox"/> 学齢期 <input type="checkbox"/> 保護者等
安全な道づくり	転落防止柵や安全帯（柵）、道路鉾・標識の設置、段差の解消等バリアフリー化を考慮	<input checked="" type="checkbox"/> 妊産婦 <input checked="" type="checkbox"/> 乳児 <input checked="" type="checkbox"/> 3歳未満 <input checked="" type="checkbox"/> 3歳以上 <input checked="" type="checkbox"/> 学齢期 <input checked="" type="checkbox"/> 保護者等
事故防止への対応	事故多発地点への着色舗装や事故防止のための路面の工夫、路面標示等の設置	<input checked="" type="checkbox"/> 妊産婦 <input checked="" type="checkbox"/> 乳児 <input checked="" type="checkbox"/> 3歳未満 <input checked="" type="checkbox"/> 3歳以上 <input checked="" type="checkbox"/> 学齢期 <input checked="" type="checkbox"/> 保護者等

## 5 子どもの貧困問題への対応

経済的困窮を背景に、医療や食事、教育などを受ける機会に乏しい子どもの貧困問題への対応は、喫緊の課題となっています。2015年に国連サミットで採択されたSDGs<sup>10</sup>においては、17の国際目標を設定していますが、その第1の目的に「貧困をなくす」という目標を掲げています。このSDGsの「貧困」は、単に経済的な困窮状態を意味しているだけでなく、教育受けることができないことや、社会的な差別を受けているなど、様々な形態の「貧困」を対象とするとされています。

国においては、平成26年8月に「子どもの貧困対策に関する大綱」を策定し、さらに県では平成28年3月に「やまなし子どもの貧困対策推進計画」を策定しました。一定基準を下回る所得の家庭で育つ相対的貧困の状態にある子どもの割合を示す「子どもの貧困率」は、平成27年の厚生労働省の調査によると13.9%となっており、18歳未満の子どもの7人に1人が経済的に困難な状態にあるとされています。

このことから、本町では、子供の将来が、その生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また貧困が世代を超えて連鎖しないよう、「子どもの貧困対策」を本計画に含め、子どもの将来の自立に向けた包括的な支援を行っていきます。

特に、母子家庭や父子家庭といったひとり親家庭では、経済的な面において、子どもに十分な食事や教育を与えることができない状況が生まれやすくなっています。

子育てや生活、就業などについての相談体制の充実や、町の施策や取り組みに関する情報提供、また父子家庭への食事サービスなど、ひとり親家庭を支える支援を継続するとともに今後も充実させるよう努めていきます。

### (1) 相談支援

施策・事業名	内容	対象
ひとり親家庭に対する相談体制の充実【再掲】	山梨県及び就業・自立センターとの連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>■妊産婦 ■乳児</li> <li>■3歳未満 ■3歳以上</li> <li>■学齢期 ■保護者等</li> </ul>
ハイリスク家庭の早期発見と相談支援体制の強化【再掲】	福祉課・いきいき健康課・学校教育課で連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>■妊産婦 ■乳児</li> <li>■3歳未満 ■3歳以上</li> <li>■学齢期 ■保護者等</li> </ul>
保健師による相談の充実【再掲】	様々な機会を通じて保健師が相談に対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>■妊産婦 ■乳児</li> <li>■3歳未満 ■3歳以上</li> <li>■学齢期 ■保護者等</li> </ul>

<sup>10</sup> SDGsは17のゴールと169のターゲットから構成され「地球上の誰一人として取り残さない（leave no one behind）こと」を目指しています。SDGsでは開発途上国だけでなく、先進国も対象として世界全体で自国や世界の問題・課題に取り組んでいきます。

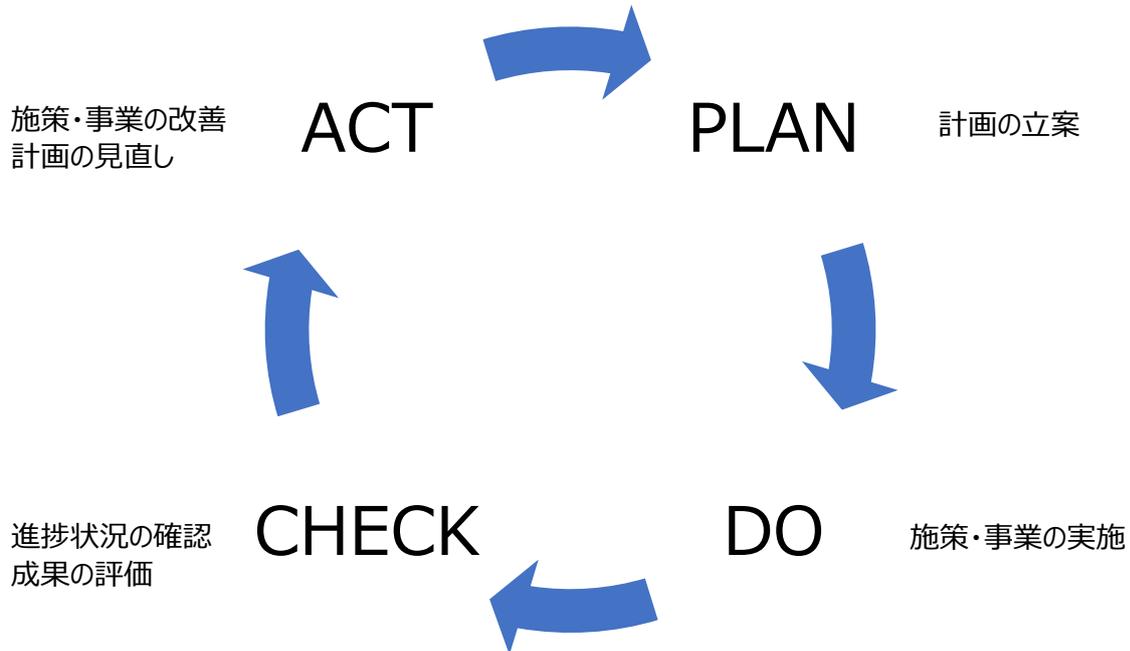
## (2) 経済的支援

施策・事業名	内容	対象
生活困窮に関する相談	関係機関（社協・ハローワーク等）と連携を図りながら相談に対応	<input checked="" type="checkbox"/> 妊産婦 <input checked="" type="checkbox"/> 乳児 <input checked="" type="checkbox"/> 3歳未満 <input checked="" type="checkbox"/> 3歳以上 <input checked="" type="checkbox"/> 学齢期 <input checked="" type="checkbox"/> 保護者等
生活保護	困窮の程度に応じて県による生活保護に結び付け支援を行う	<input checked="" type="checkbox"/> 妊産婦 <input checked="" type="checkbox"/> 乳児 <input checked="" type="checkbox"/> 3歳未満 <input checked="" type="checkbox"/> 3歳以上 <input checked="" type="checkbox"/> 学齢期 <input checked="" type="checkbox"/> 保護者等
学力向上支援	学力向上フォローアップの実施	<input type="checkbox"/> 妊産婦 <input type="checkbox"/> 乳児 <input type="checkbox"/> 3歳未満 <input type="checkbox"/> 3歳以上 <input checked="" type="checkbox"/> 学齢期 <input checked="" type="checkbox"/> 保護者等
学校給食費の助成金支給制度	義務教育期間中 3人以上の児童・生徒がいる場合、3人目以降の金額を助成	<input type="checkbox"/> 妊産婦 <input type="checkbox"/> 乳児 <input type="checkbox"/> 3歳未満 <input type="checkbox"/> 3歳以上 <input checked="" type="checkbox"/> 学齢期 <input checked="" type="checkbox"/> 保護者等
学校給食費保護者負担の軽減	学校給食費の一部を公費で補助	<input type="checkbox"/> 妊産婦 <input type="checkbox"/> 乳児 <input type="checkbox"/> 3歳未満 <input type="checkbox"/> 3歳以上 <input checked="" type="checkbox"/> 学齢期 <input checked="" type="checkbox"/> 保護者等
教育費保護者負担の軽減	教材、校外学習費、バス代、講師代等を公費で負担	<input type="checkbox"/> 妊産婦 <input type="checkbox"/> 乳児 <input type="checkbox"/> 3歳未満 <input type="checkbox"/> 3歳以上 <input checked="" type="checkbox"/> 学齢期 <input checked="" type="checkbox"/> 保護者等
ひとり親家庭医療費の助成 （窓口無料）【再掲】	ひとり親家庭の親と児童等が病気やけがなどで通院・入院した医療費の助成	<input type="checkbox"/> 妊産婦 <input type="checkbox"/> 乳児 <input checked="" type="checkbox"/> 3歳未満 <input checked="" type="checkbox"/> 3歳以上 <input checked="" type="checkbox"/> 学齢期 <input checked="" type="checkbox"/> 保護者等

## 第8章 計画の評価と見直し

### 1 計画の評価

本計画に基づく事業の実施状況や成果、実績値について、毎年度昭和町子ども・子育て会議においてPDCAサイクルに基づいた確認・評価を行い、その結果を公表します。



### 2 計画の見直し

第6章で推計を行った児童人口や実際の施設やサービスの利用状況が、本計画で見込んだ量と大きく乖離し、計画の見直しが必要な場合には、中間年度の令和4年度を目安として計画の見直しを行います。なお、この見直し後の計画についても計画期間は令和6年度までとします。

## 第9章 資料編

### 1 策定の経過

開催日	子ども子育て会議等	議題等
平成30年12月11日～ 平成30年12月26日	ニーズ調査の実施	・町内の未就学児1,000人及び小学生500人を無作為抽出してニーズ調査を実施
令和元年7月31日	第1回子ども・子育て会議	・「昭和町子ども・子育て支援事業計画（第2期）」策定方針の説明 ・「ニーズ調査」の結果報告
令和元年10月15日	第2回子ども・子育て会議	・ニーズ推計をもとにした量の見込みについて検討
令和2年2月5日	第3回子ども・子育て会議	・計画素案の検討
令和2年2月21日～ 令和2年3月10日	パブリックコメントの実施	・パブリックコメントの実施
令和2年3月12日	第4回子ども・子育て会議※	・パブリックコメントの結果報告 ・計画素案の承認

※新型コロナウイルス感染拡大予防のため、会議は開催せず、資料送付にて審議

## 2 昭和町子ども・子育て会議条例

### (設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、昭和町子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

### (組織)

第2条 子ども・子育て会議は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (4) その他町長が必要と認める者

### (委員の任期)

第3条 委員の任期は、3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

### (会長及び副会長)

第4条 子ども・子育て会議に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

### (会議)

第5条 子ども・子育て会議の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 子ども・子育て会議の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 子ども・子育て会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

### (意見の聴取等)

第6条 会長は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

### (庶務)

第7条 子ども・子育て会議の庶務は、福祉課において処理する。

### (委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 3 昭和町子ども・子育て会議委員名簿

(順不同・敬称略)

区 分	氏 名	組織・所属
学識経験者	高野 牧子	山梨県立大学人間福祉学部人間形成学科教授
民生委員・児童委員	福田 昭人	昭和町民生委員児童委員協議会主任児童委員
保育園関係者（経営者）	宮本 知子	町内民間保育所代表（げんき夢こども園園長）
保育園関係者（保護者）	高野 光朗	町内民間保育所保護者代表（げんき夢こども園保護者代表）
幼稚園関係者	鮎川 剛	かおり幼稚園園長
教育委員会	山田 由美	昭和町教育委員
学校（教育関係者）	小河 順一	町内小中学校校長代表（押原小学校校長）
福祉関係者	曾根 真由美	愛育会会長
事業主（子育て支援企業）	秋山 純	（株）キトー 経営管理本部 総務部長
女性団体	篠原 頼子	昭和町女性団体連絡協議会副会長
子育て支援団体（関係者）	中山 恵子	ファミリー・サポート・センター サプリダー
公募委員	守田 名実	住民・子育て世代保護者
事務局（総合会館内）		福祉課

## 第2期昭和町子ども・子育て支援事業計画

発 行： 令和2年3月

発行者： 昭和町福祉課

電 話： 055-275-8784

F A X： 055-275-6497